地方公共団体金融機構
第３６回　経営審議委員会

令和３年６月８日(火)１３時３０分
地方公共団体金融機構　第一特別会議室

次　　第

１　開会

２　議事

（１）令和２年度決算

（２）その他報告事項

３　閉会

地方公共団体金融機構　第３６回経営審議委員会　配付資料

議案　　令和２年度決算

事業報告書

財 務 諸 表

決算報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和２年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

資料１　　令和２年度地方公共団体金融機構事業の概況

資料２　　令和２年度地方公共団体金融機構決算の概要

資料３　　令和２年度内部統制報告書

その他報告事項

報告１　　第３５回経営審議委員会意見書（Ｒ３．３）に係る対応

報告２　　新型コロナウイルス感染症対策について（業務継続）

報告３　　令和２年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告４　　地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の実施状況について

報告５　　財政分析チャート「New Octagon」について

報告６　　JFM・GRIPS（政策研究大学院大学）連携プロジェクトの実施状況について

議案

令　和　２　年　度　決　算

事　業　報　告　書

財　務　諸　表

決　算　報　告　書

地方公共団体金融機構

令 和 ２ 年 度

地方公共団体金融機構
事　業　報　告　書

自　令和２年４月１日

至　令和３年３月31日

地方公共団体金融機構

目　次

Ⅰ　地方公共団体金融機構の概要

１．設立年月日 …… 1
２．根拠法 …… 1
３．目的 …… 1
４．所在地 …… 1
５．役員 …… 1
６．職員数 …… 1
７．資本金 …… 1

Ⅱ　代表者会議・経営審議委員会の開催状況

１．代表者会議 …… 2
２．経営審議委員会 …… 2

Ⅲ　令和２年度の業務の概要

１．貸付業務 …… 4
２．地方支援業務 …… 8
３．資金調達業務 …… 10
４．公営競技納付金の概況 …… 16
５．新型コロナウイルス感染症への対応 …… 17

（参考）組織図及び事務分掌 …… 18

Ⅰ　地方公共団体金融機構の概要（令和３年３月現在）

１．設立年月日

平成 20 年８月１日（平成 21 年６月１日改組）

２．根拠法

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）

３．目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

４．所在地

東京都千代田区日比谷公園１番３号　市政会館

５．役員

理事長１名、副理事長１名、理事３名、監事２名
（うち監事１名は非常勤）

６．職員数

85 人

７．資本金

166 億 210 万円（全都道府県、市区町村等による出資）

Ⅱ　代表者会議・経営審議委員会の開催状況

１．代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

①定款の変更
②業務方法書の作成又は変更
③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
④決算
⑤役員の報酬及び退職金
⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

なお、代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和２年度においては、合計５回の代表者会議が開催されている。（第１表参照）

区分	氏名	役職	備考
地方公共団体の代表者	井戸　敏三	兵庫県知事	議長
	松浦　正敬	島根県松江市長	
	荒木　泰臣	熊本県嘉島町長	
外部の学識経験者	小幡　純子	上智大学法学部長・教授	
	神野　直彦	日本社会事業大学学長 東京大学名誉教授	
	角廣　勲	㈱広島銀行特別顧問	

（令和３年３月 31 日現在）

２．経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

①業務方法書の作成又は変更
②予算及び事業計画の作成又は変更
③決算
④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項
⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

なお、経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和２年度においては、合計３回の経営審議委員会が開催されている。(第２表参照)

氏名	役職	備考
三谷　隆博	短資協会会長	委員長
鈴木　豊	学校法人青山学院常任監事 青山学院大学名誉教授	
勢一　智子	西南学院大学教授	
米田　保晴	信州大学名誉教授	
玉沖　仁美	㈱紡代表取締役	
上﨑　正則	㈱時事通信社取締役	

（令和３年３月 31 日現在）

第１表　代表者会議の開催状況

回　数	年月日	概　　要
第 58 回	令和２年 ６月 11 日	・令和元年度決算 ・会計監査人の選任 ・役員の兼職の承認
第 59 回	令和２年 ７月 17 日	・役員の任命の同意
第 60 回	令和２年 ８月１日	・役員の任命及び兼職の承認 ・経営審議委員会委員の任命
第 61 回	令和２年 ９月 28 日	・役員の任命及び任命の同意
第 62 回	令和３年 ３月 16 日	・令和３年度事業計画 ・令和３年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

第２表　経営審議委員会の開催状況

回　数	年月日	概　　要
第 33 回	令和２年 ６月５日	・令和元年度決算
第 34 回	令和２年 ８月１日	・委員長の互選
第 35 回	令和３年 ３月９日	・令和３年度事業計画 ・令和３年度予算

Ⅲ　令和２年度の業務の概要

１．貸付業務

〔地方債計画の概要〕

令和２年度地方債計画は､引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靭化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和２年度国の補正予算（第１号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和２年６月 12 日に改正され、更に、令和２年７月豪雨に係る令和２年度予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため､財政融資資金等の所要額の確保が必要なこと、新型コロナウイルス感染症対策のための減収補塡債等の発行が見込まれることから、令和２年９月 25 日及び令和３年２月 26 日に改正された。

その結果、令和２年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額 14 兆 9,958 億円規模とされ、そのうち一般会計債は６兆 2,085 億円、公営企業債は２兆 8,116 億円、臨時財政対策債は３兆 1,398 億円、補正予算債は１兆 4,547 億円、減収補塡債は１兆 3,012 億円が計上された。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債、補正予算債及び減収補塡債について、２兆 2,915 億円が計上された。（第３表参照）

〔貸付けの状況〕

(1)長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、11,679件、1兆5,592億29百万円の貸付けを行った。（第４表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、65.3％を占めている。（第５表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

(2)短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

(3)受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、36 億 16 百万円の貸付けを行った。

第３表　令和２年度地方債計画資金区分（第３次改正後）

（単位：億円）

項　　目	令和２年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体金融機構	民間等
一　一般会計債				
1　公共事業等	16,195	5,162	286	10,747
2　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	2,598	0	2,180
3　公営住宅建設事業	1,124	291	124	709
4　災害復旧事業	3,498	3,498	0	0
5　教育・福祉施設等整備事業	3,327	1,107	203	2,017
(1) 学校教育施設等	1,223	589	56	578
(2) 社会福祉施設	373	0	92	281
(3) 一般廃棄物処理	639	424	55	160
(4) 一般補助施設等	552	94	0	458
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6　一般単独事業	26,808	126	5,097	21,585
(1) 一般	2,606	0	80	2,526
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	939	3,381
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
(9) 緊急浚渫推進	900	0	0	900
7　辺地及び過疎対策事業	5,210	4,545	655	10
(1) 辺地対策	510	510	0	0
(2) 過疎対策	4,700	4,035	655	10
8　公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9　行政改革推進	700	0	0	700
10　調整	100	0	0	100
計	62,085	17,327	6,365	38,393
二　公営企業債				
1　水道事業	6,480	2,819	2,662	999
2　工業用水道事業	338	0	101	237
3　交通事業	2,198	57	347	1,794
4　電気事業・ガス事業	260	0	78	182
5　港湾整備事業	555	160	28	367
6　病院事業・介護サービス事業	4,010	746	1,389	1,875
7　市場事業・と畜場事業	407	0	40	367
8　地域開発事業	708	0	0	708
9　下水道事業	13,049	3,860	3,950	5,239
10　観光その他事業	111	0	9	102
計	28,116	7,642	8,604	11,870
合　　計	90,201	24,969	14,969	50,263
三　臨時財政対策債	31,398	7,312	1,872	22,214
四　退職手当債	800	0	0	800
五　補正予算債	14,547	7,069	74	7,404
六　減収補填債	13,012	4,000	6,000	3,012
総　　計	149,958	43,350	22,915	83,693

第４表　令和２年度事業別貸付状況

（単位：百万円、％）

区　分	貸付計画額	貸　付　額	構成比
一般会計債			
公共事業等	34,900	37,908	2.4
公営住宅事業	12,500	15,118	1.0
学校教育施設等整備事業	10,800	13,364	0.9
社会福祉施設整備事業	9,700	8,293	0.5
一般廃棄物処理事業	14,100	9,971	0.6
一般補助施設整備等事業	0	1,458	0.1
一般事業	7,100	6,032	0.4
地域活性化事業	9,800	11,362	0.7
防災対策事業	14,800	11,218	0.7
地方道路等整備事業	24,400	26,455	1.7
合併特例事業	87,000	90,603	5.8
緊急防災・減災事業	126,000	134,511	8.6
公共施設等適正管理推進事業	66,400	87,525	5.6
緊急自然災害防止対策事業	75,100	60,939	3.9
過疎対策事業	41,000	21,283	1.4
計	533,600	536,038	34.4
臨時財政対策債	433,000	264,003	16.9
減収補塡債	0	69,486	4.5
（一般会計債等分計）	966,600	869,528	55.8
公営企業債			
水道事業（上水道）	186,300	180,744	11.6
（簡易水道）	9,600	5,717	0.4
交通事業（一般交通）	2,800	1,352	0.1
（都市高速鉄道）	24,700	21,121	1.4
病院事業	104,100	114,181	7.3
下水道事業	340,000	334,463	21.5
工業用水道事業	8,200	7,247	0.5
電気事業	4,300	3,607	0.2
ガス事業	2,100	584	0.0
介護サービス事業	1,100	1,685	0.1
市場事業	7,300	16,114	1.0
と畜場事業	100	462	0.0
駐車場事業	200	105	0.0
小　　計	690,800	687,382	44.1
港湾整備事業	2,500	2,229	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	100	91	0.0
小　　計	2,600	2,319	0.1
計	693,400	689,701	44.2
合　　計	1,660,000	1,559,229	100.0

（注）　項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第５表　令和２年度団体種別貸付状況

（単位：百万円、％）

区分	令和２年度貸付額	
	金　額	構成比
都道府県	237,641	15.2
政令指定都市	77,842	5.0
市及び特別区	1,017,780	65.3
町村	173,253	11.1
企業団・組合等	52,713	3.4
計	1,559,229	100.0

（注）　項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度９月20日及び３月20日に行っている。令和２年度の回収状況は、第６表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金460,608件、1兆7,997億46百万円、利息519,115件、2,508億54百万円を収納した。

また、繰上償還として元金261件、147億9百万円及びこれに伴う経過利息246件、2百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和３年３月末における公社貸付を含む長期貸付残高は254,314件、23兆1,443億89百万円で、その事業別残高は第７表のとおりである。

また、令和３年３月末における受託貸付残高は18,946件、2,504億66百万円である。

第６表　令和２年度貸付金回収状況

（単位：件、百万円）

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	460,394	1,793,783	518,901	250,525
公社貸付	214	5,962	214	329
計	460,608	1,799,746	519,115	250,854
長期貸付繰上償還				
一般貸付	256	14,596	241	2
公社貸付	5	112	5	0
計	261	14,709	246	2
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	460,869	1,814,454	519,361	250,856

（注）　項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第７表　令和２年度末事業別長期貸付残高

（単位：百万円、％）

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	512,534	2.2	水道事業	3,134,234	13.5
公営住宅事業	233,140	1.0	一般交通事業	12,582	0.1
全国防災事業	124,538	0.5	都市高速鉄道事業	750,040	3.2
学校教育施設等整備事業	84,961	0.4	病院事業	1,127,473	4.9
社会福祉施設整備事業	112,163	0.5	下水道事業	7,067,352	30.5
一般廃棄物処理事業	53,065	0.2	工業用水道事業	163,418	0.7
一般事業	83,739	0.4	電気事業	46,971	0.2
臨時河川等整備事業	20,267	0.1	ガス事業	25,815	0.1
臨時高等学校整備事業	10,014	0.0	港湾整備事業	38,375	0.2
臨時地方道整備事業	522,883	2.3	介護サービス事業	19,143	0.1
地域活性化事業	83,464	0.4	市場事業	97,603	0.4
防災対策事業	171,260	0.7	と畜場事業	7,718	0.0
地方道路等整備事業	495,914	2.1	観光施設事業	2,119	0.0
合併特例事業	1,091,903	4.7	駐車場事業	10,655	0.0
緊急防災・減災事業	814,650	3.6	産業廃棄物処理事業	124	0.0
公共施設最適化事業	20,552	0.1	一般貸付計	23,128,674	99.9
公共施設等適正管理推進事業	203,536	0.9	道路公社	15,715	0.1
緊急自然災害防止対策事業	60,925	0.3	公社貸付計	15,715	0.1
過疎対策事業	49,888	0.2			
一般補助施設整備等事業	5,177	0.0			
臨時財政対策債	5,800,992	25.1	合計	23,144,389	100.0
減収補塡債	69,486	0.3			

（注）　項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

２．地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

①　調査研究

令和元年度に引き続き、大規模災害の発生が地方公共団体の中長期の財政運営に与える影響等について調査研究を行い、報告書を取りまとめたほか、総務省との共同研究として、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会を実施し、報告書を取りまとめた。また、地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等に関する調査研究のほか、指定金融機関との取引等に関する実態調査を実施した。

さらに、令和３年度から令和７年度にかけて国立大学法人政策

研究大学院大学(GRIPS)と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施することとし、令和２年度は７月に「公共政策プログラム「地域政策コース」への新たな科目設置等に関する合意書」を締結した上で、３月に運営委員会を立ち上げ、調査研究会の構成や教育事業のカリキュラム等を決定したほか、プロジェクト運営に係る基本計画や予算等必要な諸規程等の整備を行った。

諸外国の地方行財政制度の最新の動向等に関して専門機関が行う調査研究について、連携・支援を行った。

地方公共団体に対するヒアリング等を通じ、地方公共団体の財政運営上のニーズや課題の把握を行った。

② 人材育成・実務支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言等に対応して、実地による地方支援業務は中止せざるを得ないものもあったが、代替措置としてオンライン形式の活用等によりきめ細やかな支援が実施できるよう柔軟に対応した。

具体的には、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材とした JFM 地方財政セミナー及び JFM 地方公営企業セミナーについては、JFM 地方財政セミナーの東京会場１箇所を除いて集合形式での開催を見送り、オンライン形式により実施した。

また、市区町村長等を対象に、「地域の未来のために～SDGs にどう取り組むか～」をテーマとしたセミナーについて、地方行財政調査会・時事通信社と共催でオンライン形式により実施した。

資金調達・運用に必要となる入門的な金融知識の習得を目的とする、資金調達入門・資金運用入門研修については、オンライン形式により実施した。

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とし、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により宿泊型で開催予定だった研修については中止とし、代わりに資金調達入門・資金運用入門研修の動画を案内した。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座については、オンライン形式を中心に 21 箇所で実施した。

また、地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣するとともに、都道府県の要請に応じてオンライン形式での開催にも対応した。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、29 団体で延べ 62 回（うちオンライン形式での対応 23 回）、地方公会計制度に係る運用・活用の支援については 12 団体で延べ 15 回（うちオンライン形式での対応７回）実施した。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、オンラ

イン形式での対応含め 40 件実施した。

③　情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「Octagon」について、Web ベース化、経年・他団体比較等の分析内容の高機能化及び操作方法の簡略化により大幅にリニューアルし、「New Octagon」としてリリースした。また、先進事例検索システムについては、新たな事例区分「地方税・地方譲与税」の項目を追加し、総務省等において公表された事例を 205 件追加するなど充実を図った。

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済･金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供した。

３．資金調達業務

令和２年度の資金調達総額は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた市場環境を踏まえ、可能な限り前倒し調達を行い、順調に調達が進捗したことから、調達予定額について３回にわたり増額を行ったところ、当初計画比6,498億円増の2兆5,598億円（発行価額ベース。以下同じ。）となった。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,850億円、同20年債1,900億円、同５年債300億円、同30年債450億円、スポット債として40年債100億円、FLIP債5,985億円、MTNプログラム6,012億円（円換算後）となっている。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,675億円、20年債2,815億円となっている。

その他、長期借入による調達を910億円行っている。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債を４年債で600億円発行した。

この結果、令和２年度末において機構債券の発行残高は、20兆4,151億円、借入金の借入残高は長期借入金2,940億円となっている。

なお、令和２年度の機構債券の発行条件等は、第８表及び第９表のとおりである。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

第８表　令和２年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分／回号	年限	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日	償還日
第131回	10年	300	0.155	100	R２．４．20	R12．４．26
第132回	10年	300	0.135	100	R２．５．26	R12．５．28

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発 行 日	償 還 日
第133回	10年	300	0.155	100	R２．６．26	R12．６．28
第134回	10年	300	0.150	100	R２．７．20	R12．７．26
第135回	10年	350	0.160	100	R２．８．21	R12．８．28
第136回	10年	350	0.145	100	R２．９．17	R12．９．27
第137回	10年	300	0.145	100	R２.10.19	R12.10.28
第138回	10年	350	0.145	100	R２.11.20	R12.11.28
第139回	10年	300	0.125	100	R２.12.17	R12.12.27
第140回	10年	300	0.125	100	R３．１．22	R13．１．28
第141回	10年	350	0.150	100	R３．２．19	R13．２．28
第142回	10年	350	0.224	100	R３．３．18	R13．３．28
第82回	20年	200	0.369	100	R２．４．20	R22．４．27
第83回	20年	250	0.440	100	R２．６．26	R22．６．28
第84回	20年	250	0.450	100	R２．７．20	R22．７．27
第85回	20年	250	0.459	100	R２．９．17	R22．９．28
第86回	20年	250	0.454	100	R２.10.19	R22.10.26
第87回	20年	250	0.430	100	R２.12.17	R22.12.28
第88回	20年	200	0.454	100	R３．１．22	R23．１．28
第89回	20年	250	0.554	100	R３．３．18	R23．３．28
第27回	５年	100	0.020	100	R２．５．26	R７．５．28
第28回	５年	200	0.020	100	R２.11.20	R７.11.28
第10回	30年	200	0.517	100	R２．４．20	R32．４．28
第11回	30年	100	0.633	100	R２．８．19	R32．８．26
第12回	30年	150	0.716	100	R２.11.20	R32.11.28
第３回	40年	100	0.754	100	R２．９．24	R42．９．28
F514回	11年	60	0.180	100	R２．４．24	R13．４．28
F515回	12年	30	0.233	100	R２．４．24	R14．３．24
F516回	13年	30	0.248	100	R２．４．24	R14.11.26
F517回	24年	60	0.457	100	R２．４．24	R26．４．28
F518回	35年	60	0.577	100	R２．４．24	R37．３．26
F519回	40年	30	0.630	100	R２．４．24	R42．４．23
F520回	９年	200	0.128	100	R２．４．28	R11．４．27
F521回	15年	60	0.335	100	R２．４．28	R17．４．27
F522回	25年	50	0.487	100	R２．４．28	R27．４．28
F523回	28年	40	0.536	100	R２．４．28	R30．４．28
F524回	29年	30	0.526	100	R２．４．28	R31．４．28
F525回	40年	30	0.626	100	R２．４．28	R42．４．28
F526回	15年	30	0.340	100	R２．４．30	R17．９．28
F527回	21年	30	0.401	100	R２．４．30	R23．３．29
F528回	27年	50	0.517	100	R２．４．30	R29．４．30

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発 行 日	償 還 日
F529回	40年	30	0.631	100	R２．４．30	R42．４．28
F530回	40年	30	0.629	100	R２．４．30	R42．４．30
F531回	２年	30	0.005	100	R２．５．７	R４．５．27
F532回	６年	60	0.020	100	R２．５．28	R７．12．26
F533回	６年	40	0.020	100	R２．５．28	R８．５．28
F534回	７年	40	0.020	100	R２．５．28	R９．５．28
F535回	13年	30	0.222	100	R２．５．28	R14．12．28
F536回	15年	30	0.292	100	R２．５．28	R17．５．28
F537回	18年	30	0.369	100	R２．５．28	R20．９．28
F538回	６年	60	0.020	100	R２．５．29	R７．12．25
F539回	６年	200	0.020	100	R２．５．29	R７．12．26
F540回	９年	60	0.086	100	R２．５．29	R11．５．29
F541回	12年	30	0.196	100	R２．５．29	R14．３．22
F542回	15年	30	0.291	100	R２．５．29	R17．５．29
F543回	31年	30	0.503	100	R２．５．29	R33．５．29
F544回	４年	200	0.010	100	R２．６．30	R６．６．27
F545回	４年	200	0.010	100	R２．６．30	R６．６．28
F546回	５年	60	0.025	100	R２．６．30	R７．８．29
F547回	６年	120	0.020	100	R２．６．30	R８．１．30
F548回	８年	100	0.050	100	R２．６．30	R10．６．30
F549回	12年	200	0.205	100	R２．６．30	R14．３．30
F550回	13年	30	0.247	100	R２．６．30	R15．６．30
F551回	15年	100	0.331	100	R２．６．30	R17．６．29
F552回	15年	80	0.332	100	R２．７．１	R17．６．27
F553回	15年	50	0.331	100	R２．７．１	R17．６．28
F554回	６年	120	0.020	100	R２．７．28	R８．２．26
F555回	６年	30	0.020	100	R２．７．28	R８．２．27
F556回	６年	50	0.020	100	R２．７．28	R８．４．28
F557回	６年	50	0.020	100	R２．７．28	R８．６．26
F558回	９年	60	0.083	100	R２．７．28	R11．７．27
F559回	15年	60	0.320	100	R２．７．28	R17．７．25
F560回	３年	30	0.001	100	R２．７．30	R５．７．31
F561回	９年	200	0.101	100	R２．７．30	R11．７．30
F562回	15年	30	0.334	100	R２．７．30	R17．７．26
F563回	15年	40	0.336	100	R２．７．30	R17．７．27
F564回	17年	60	0.386	100	R２．７．30	R19．３．27
F565回	３年	150	0.001	100	R２．７．31	R５．２．28
F566回	６年	90	0.020	100	R２．７．31	R８．５．29
F567回	14年	35	0.297	100	R２．７．31	R17．１．31

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発 行 日	償 還 日
F568回	15年	30	0.326	100	R２．７．31	R17．７．30
F569回	15年	100	0.327	100	R２．７．31	R17．７．31
F570回	５年	60	0.024	100	R２．９．25	R７．11.25
F571回	８年	60	0.038	100	R２．９．25	R10．９．28
F572回	８年	100	0.059	100	R２．９．25	R11．３．26
F573回	８年	100	0.059	100	R２．９．25	R11．３．27
F574回	11年	30	0.180	100	R２．９．25	R13.12.25
F575回	18年	40	0.410	100	R２．９．25	R20．９．28
F576回	21年	60	0.457	100	R２．９．25	R24．３．25
F577回	６年	30	0.020	100	R２.10.23	R８.10.23
F578回	８年	200	0.061	100	R２.10.23	R10.10.23
F579回	９年	30	0.100	100	R２.10.23	R12．３．22
F580回	11年	70	0.182	100	R２.10.23	R14．３．26
F581回	15年	30	0.314	100	R２.10.23	R17.10.23
F582回	18年	60	0.421	100	R２.10.23	R21．４．22
F583回	６年	30	0.020	100	R２.10.27	R８.10.27
F584回	９年	30	0.099	100	R２.10.27	R12．４.19
F585回	12年	30	0.214	100	R２.10.27	R15．３．28
F586回	13年	30	0.231	100	R２.10.27	R15.10.28
F587回	15年	30	0.301	100	R２.10.27	R17.10.26
F588回	６年	40	0.020	100	R２.10.28	R８.10.28
F589回	９年	50	0.074	100	R２.10.30	R11.10.30
F590回	９年	30	0.106	100	R２.10.28	R12．４．26
F591回	15年	60	0.315	100	R２.10.28	R17.10.26
F592回	18年	35	0.406	100	R２.10.28	R21．３．28
F593回	５年	60	0.024	100	R２.11.27	R８．１．27
F594回	９年	50	0.065	100	R２.11.30	R11.11.30
F595回	12年	30	0.180	100	R２.11.27	R14.11.26
F596回	14年	60	0.262	100	R２.11.27	R16.11.27
F597回	９年	100	0.083	100	R２.12.23	R12．６．21
F598回	13年	60	0.209	100	R２.12.23	R15.12.23
F599回	22年	30	0.462	100	R２.12.23	R24.12.23
F600回	23年	30	0.483	100	R２.12.23	R25.12.23
F601回	24年	30	0.506	100	R２.12.23	R26.12.23
F602回	９年	200	0.096	100	R３．１．28	R12．１．28
F603回	15年	50	0.314	100	R３．１．29	R18．１．29
F604回	５年	70	0.015	100	R３．２．26	R８．４．24
F605回	８年	100	0.094	100	R３．２．26	R11．２．26
F606回	15年	50	0.370	100	R３．２．26	R18．２．26

区分／回号	年限	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日	償還日
F607回	６年	35	0.010	100	R３．３．24	R８．10.28

償還方法：満期一括償還

（地方金融機構債（ＭＴＮプログラムによる債券））

区分／回号	年限	発行額		表面利率（％）	発行価額（％）	発行日	償還日
		発行通貨（mm）	円換算後（億円）※				
第 73 回	5年	米ドル	1,604	1.000	99.888	R２．５．21	R７．５．21
第 74 回	10年	豪ドル	151	1.866	100	R２．６．11	R12．６．11
第 75 回	10年	豪ドル	88	1.831	100	R２．６．12	R12．６．12
第 76 回	10年	米ドル	64	1.290	100	R２．７．22	R12．７．22
第 77 回	5年	米ドル	1,581	0.625	99.432	R２．９．２	R７．９．２
第 78 回	15年	豪ドル	30	1.878	100	R２．10.15	R17.10.15
第 79 回	5年	豪ドル	32	0.400	99.99	R２．10.28	R７．10.28
第 80 回	10年	豪ドル	52	1.436	100	R２．10.28	R12.10.28
第 81 回	15年	豪ドル	191	2.004	100	R２．11.27	R17.11.27
第 82 回	10年	豪ドル	151	1.490	100	R２．11.27	R12.11.27
第 83 回	10年	豪ドル	23	1.453	100	R２．11.27	R12.11.27
第 84 回	10年	豪ドル	77	1.485	100	R２．12．９	R12.12．９
第 85 回	5年	豪ドル	31	0.470	99.99	R２．12.17	R７．12.17
第 86 回	7年	ユーロ	636	0.010	101.070	R３．２．２	R10．２．２
第 87 回	10年	米ドル	1,301	1.375	99.064	R３．２．10	R13．２．10

※　円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

（地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券）

区分／回号	年限	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価額（円）	発行日	償還日
A号第123回	10年	200	0.185	100	R２．４．20	R12．４．19
A号第124回	10年	100	0.165	100	R２．５．26	R12．５．24
A号第125回	10年	100	0.185	100	R２．６．26	R12．６．26
A号第126回	10年	100	0.180	100	R２．７．20	R12．７．19
A号第127回	10年	200	0.190	100	R２．８．21	R12．８．21
A号第128回	10年	100	0.175	100	R２．９．17	R12．９．17
A号第129回	10年	100	0.175	100	R２．10.19	R12.10.18
A号第130回	10年	100	0.175	100	R２．11.20	R12.11.20
A号第131回	10年	200	0.155	100	R２．12.17	R12.12.17

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発 行 日	償 還 日
A号第132回	10年	100	0.155	100	R３．１．22	R13．１．22
A号第133回	10年	100	0.180	100	R３．２．19	R13．２．19
A号第134回	10年	100	0.254	100	R３．３．24	R13．３．24
D号第49回	20年	200	0.389	100	R２．４．20	R22．４．20
D号第50回	20年	100	0.397	100	R２．５．26	R22．５．25
D号第51回	20年	100	0.460	100	R２．６．26	R22．６．26
D号第52回	20年	100	0.470	100	R２．７．20	R22．７．20
D号第53回	20年	200	0.460	100	R２．８．21	R22．８．21
D号第54回	20年	100	0.479	100	R２．９．17	R22．９．14
D号第55回	20年	100	0.474	100	R２.10.19	R22.10.19
D号第56回	20年	100	0.469	100	R２.11.20	R22.11.20
D号第57回	20年	200	0.450	100	R２.12.17	R22.12.17
D号第58回	20年	100	0.474	100	R３．１．22	R23．１．22
D号第59回	20年	100	0.516	100	R３．２．19	R23．２．19
D号第60回	20年	100	0.574	100	R３．３．24	R23．３．22

償還方法：満期一括償還

（地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券）

区分 回号	年限	発行額 （億円）	表面利率 （％）	発行価額 （円）	発 行 日	償 還 日
B号第54回	10年	65	0.185	100	R２．４．20	R12．４．19
B号第55回	10年	60	0.165	100	R２．５．26	R12．５．24
B号第56回	10年	85	0.185	100	R２．６．26	R12．６．26
B号第57回	10年	170	0.180	100	R２．７．20	R12．７．19
B号第58回	10年	100	0.190	100	R２．８．21	R12．８．21
B号第59回	10年	70	0.175	100	R２．９．17	R12．９．17
B号第60回	10年	65	0.175	100	R２.10.19	R12.10.18
B号第61回	10年	85	0.175	100	R２.11.20	R12.11.20
B号第62回	10年	95	0.155	100	R２.12.17	R12.12.17
B号第63回	10年	170	0.155	100	R３．１．22	R13．１．22
B号第64回	10年	120	0.180	100	R３．２．19	R13．２．19
B号第65回	10年	90	0.254	100	R３．３．24	R13．３．24
C号第54回	20年	75	0.389	100	R２．４．20	R22．４．20
C号第55回	20年	70	0.397	100	R２．５．26	R22．５．25
C号第56回	20年	95	0.460	100	R２．６．26	R22．６．26
C号第57回	20年	175	0.470	100	R２．７．20	R22．７．20
C号第58回	20年	120	0.460	100	R２．８．21	R22．８．21

区分 / 回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
C号第59回	20年	80	0.479	100	R２．９．17	R22．９．14
C号第60回	20年	75	0.474	100	R２.10.19	R22.10.19
C号第61回	20年	95	0.469	100	R２.11.20	R22.11.20
C号第62回	20年	100	0.450	100	R２.12.17	R22.12.17
C号第63回	20年	200	0.474	100	R３．１．22	R23．１．22
C号第64回	20年	130	0.516	100	R３．２.19	R23．２.19
C号第65回	20年	100	0.574	100	R３．３.24	R23．３.22

償還方法：満期一括償還

（政府保証国内債）

区分 / 回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
第11回	4年	600	0.001	100.16	R２．８.28	R６．８.28

償還方法：満期一括償還

※政府保証国内債の実績は額面ベースで記載している。

第９表　令和２年度借入状況

（借入金）

区分	当期首残高（億円）	当期末残高（億円）	平均利率（%）	返済期限（平成年月日）
短期借入金	—	—	—	—
１年以内に返済予定の長期借入金	—	10	0.08	R３．９.27
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	2,030	2,930	0.259	R５．５.29 ～R22．３.16

返済方法：満期一括返済

４．公営競技納付金の概況

令和２年度における公営競技納付金(令和元年度開催分に基づく納付金）は、90億41百万円であった。

なお、納付団体数は60団体で、公営競技の開催権を有する団体（191団体：令和元年度）の31.4%であった。

５．新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言の発出、解除、政府の基本的対処方針等を踏まえ、業務継続及び役職員の健康確保等の観点から、下記の対応を実施した。

① テレワーク勤務環境の整備

役職員全員にテレワーク用業務端末及び業務用携帯電話を配備するとともに、テレワークサービスやWeb会議システムを導入する等、テレワーク勤務環境を整備した。

② 出勤者数の抑制及び感染予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、出勤者数の抑制（例えば、緊急事態宣言中は、機構執務室への出勤は３割程度）を行った。また、手洗い・除菌、マスク着用、執務室の換気、机の距離を離す等、職場における感染予防対策を徹底した。

③ 業務実施時におけるWeb会議システムの活用

研修事業、出前講座、調査・審査、機構主催の会議、IR、機構内部での打合せ等において、Web会議システムを幅広く活用した。

④ テレワーク勤務時の業務効率向上のための業務見直し

出勤を前提とした仕事の仕方となっている業務（紙による書類提出や押印の求め等）について見直しを行った。

（参考）組織図及び事務分掌（令和３年３月 31 日現在）

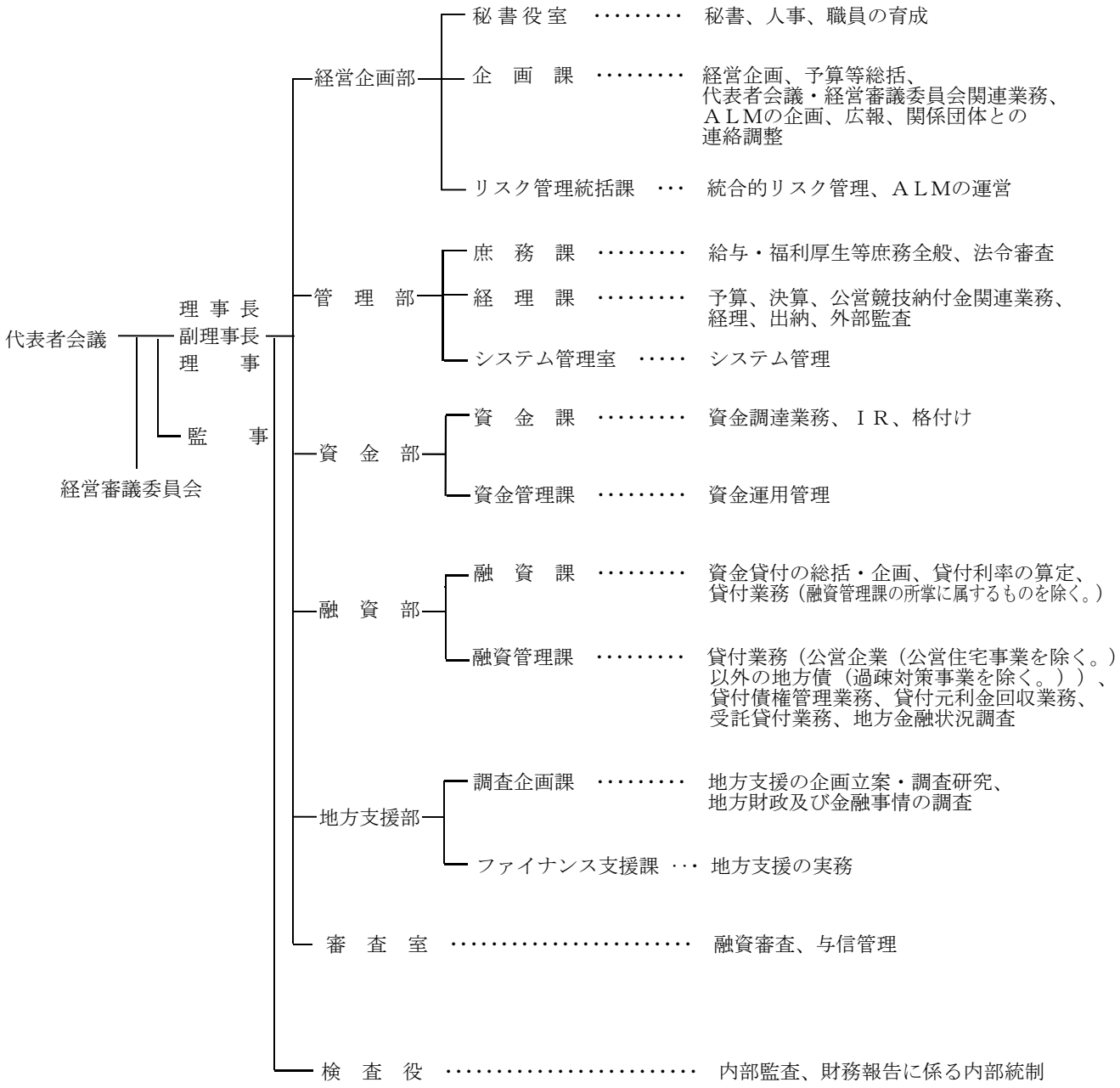

令和２年度

地方公共団体金融機構
財　務　諸　表

自　令和２年４月１日
至　令和３年３月31日

地方公共団体金融機構

目　　次

貸借対照表	・・・・１
損益計算書	・・・・２
利益の処分に関する書類	・・・・３
純資産変動計算書	・・・・４
キャッシュ・フロー計算書	・・・・５
重要な会計方針	・・・・６
追加情報	・・・・８
注記事項等	・・・・９
勘定別情報（貸借対照表関係）	・・・１９
勘定別情報（損益計算書関係）	・・・２０
附属明細書	・・・２１

貸 借 対 照 表

（令和３年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
貸付金	23,144,389	債券	20,410,767
有価証券	593,000	借入金	294,000
現金預け金	1,106,432	金融商品等受入担保金	33,480
金融商品等差入担保金	3,282	その他負債	4,670
その他資産	6,914	賞与引当金	59
有形固定資産	2,654	役員賞与引当金	10
無形固定資産	933	退職給付引当金	52
		役員退職慰労引当金	21
		地方公共団体健全化基金	920,287
		基本地方公共団体健全化基金	920,287
		特別法上の準備金等	2,853,636
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	640,921
		利差補てん積立金	12,714
		負債の部合計	24,516,985
		（純資産の部）	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	265,772
		一般勘定積立金	265,772
		評価・換算差額等	437
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	340,621
資産の部合計	24,857,606	負債及び純資産の部合計	24,857,606

損　益　計　算　書

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	259,923
資金運用収益	250,780
役務取引等収益	83
その他業務収益	7
その他経常収益	9,052
地方公共団体健全化基金受入額	9,041
その他の経常収益	11
経常費用	141,675
資金調達費用	134,580
役務取引等費用	292
その他業務費用	3,713
営業経費	3,088
その他経常費用	0
経常利益	118,247
特別利益	64,454
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,000
利差補てん積立金取崩額	4,454
特別損失	155,314
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,314
国庫納付金	60,000
当期純利益	27,388

利益の処分に関する書類【一般勘定】

（令和３年３月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			27,388
当期純利益		27,388	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		27,388	27,388

（注）１．「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第１項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

２.利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

（令和３年３月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			－
当期純利益		－	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		－	－

純 資 産 変 動 計 算 書

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算差額等	管理勘定利益積立金	純資産合計
	地方公共団体出資金	利益剰余金		出資者資本合計	繰延ヘッジ損益		
		一般勘定積立金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896
当期変動額							
当期純利益	－	27,388	27,388	27,388	－	－	27,388
出資者資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	△10,663	－	△10,663
当期変動額合計	－	27,388	27,388	27,388	△10,663	－	16,725
当期末残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621

キャッシュ・フロー計算書

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	27,388
減価償却費	512
資金運用収益	△250,780
資金調達費用	134,580
賞与引当金の増加額	0
役員賞与引当金の減少額	△0
退職給付引当金の減少額	△9
役員退職慰労引当金の減少額	△10
地方公共団体健全化基金の減少額	△9,041
公庫債権金利変動準備金の増加額	95,314
利差補てん積立金の減少額	△4,454
貸付金の純増(△)減	255,225
債券の純増減(△)	396,027
借入金の純増減(△)	91,000
資金運用による収入	251,747
資金調達による支出	△133,682
その他	△26,153
営業活動によるキャッシュ・フロー	827,664
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	1,858,500
有価証券の取得による支出	△2,086,000
有形固定資産の取得による支出	△6
無形固定資産の取得による支出	△203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△227,710
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△60,000
公営競技納付金による収入	9,041
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,958
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	－
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額	548,994
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高	557,437
Ⅶ　現金及び現金同等物の期末残高	1,106,432

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物　　23 年～47 年　　その他　　２年～19 年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、５年で償却しております。

４．繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

［１］ ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

［2］ ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

［3］ ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

（3）ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

８．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

９．地方公共団体健全化基金の会計処理

法第 46 条第１項の規定に基づき「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の２の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第５項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第６項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10．金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第９条第９項、第 10 項、第 13 条第５項及び第７項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第２号。以下「管理業務省令」という。）第１条から第３条まで、同省令附則第３条及び第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11．利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第９条第 13 項、第 13 条第８項、整備令第 26 条第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、管理業務省令第５条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第２項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和３年度から令和６年度までの４年間で総額 5,700 億円を国に納付することとなりました。令和３年度においては、「令和２年度から令和６年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和３年総務省･財務省令第１号）による改正後の「令和３年度から令和６年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和２年総務省･財務省令第１号）に基づき、同準備金 2,400 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

１．貸倒引当金

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

－

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

・「【貸借対照表に関する注記】２．貸付金」に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと

・「【金融商品に関する注記】１．（３）［１］①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること

上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【表示方法の変更】

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年３月 31 日）を当事業年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に【重要な会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【貸借対照表に関する注記】

１．有形固定資産の減価償却累計額

818 百万円

２．貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものです。

３．担保提供資産

法第 40 条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,410,767 百万円の一般担保に供しております。

４．特別法上の準備金等

（１）金利変動準備金

法第 38 条第１項、第３項、法附則第９条第８項及び第 10 項の規定に基づくものです。

（２）公庫債権金利変動準備金

法附則第９条第９項、第 10 項、第 13 条第５項及び第７項の規定に基づくものです。

（３）利差補てん積立金

法附則第９条第 13 項、第 13 条第８項、整備令第 26 条第１項、第３項及び第４項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

１．当期純利益の勘定別内訳

一般勘定　27,388 百万円

管理勘定　　－　　百万円

２．公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和２年度においては「令和２年度から令和６年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和２年総務省・財務省令第１号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金 600 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

［１］信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

ａ．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

ｂ．地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

ｃ．「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

［２］市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

ａ．借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成 30 年度から令和４年度までの中期の管理目標を設定しております。

・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の３分の１程度を占める臨時財政対策債について、５年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

・地方交付税の総額確保のため、令和３年度及び令和４年度の２年間で総額 4,000 億円

・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和２年度から令和６年度までの５年間で総額 2,300 億円

・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和５年度までの６年間で総額 15 億円以内

ｂ．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和３年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 26,577 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は 26,936 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和３年３月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 7,601 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 7,683 百万円増加するものと考えられます。

［３］流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

令和３年３月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）貸付金	23,144,389	24,261,858	1,117,468
（２）有価証券			
満期保有目的のもの	593,000	593,000	－
（３）現金預け金	1,106,432	1,106,432	－
（４）金融商品等差入担保金	3,282	3,282	－
資産計	24,847,103	25,964,572	1,117,468
（１）債券	20,410,767	20,921,734	510,966
（２）借入金	294,000	295,557	1,557
（３）金融商品等受入担保金	33,480	33,480	－
負債計	20,738,247	21,250,771	512,524
デリバティブ取引（＊１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和３年３月 31 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（２）有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

（３）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（４）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（１）債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（２）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（３）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※１	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,938,045	1,619,503	※２	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	4,000	－	※２	
合計			1,962,045	1,639,503		

※１　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※２　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,827,111	1,807,446	1,738,903	1,639,048	1,550,567
有価証券 満期保有目的のもの	593,000	－	－	－	－
預け金	1,106,432	－	－	－	－

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,474,349	6,434,507	1,618,862	53,593
有価証券 満期保有目的のもの	－	－	－	－
預け金	－	－	－	－

（注３）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037
借入金	1,000	－	86,200	83,400	88,000

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,839,242	3,581,596	263,500	125,000
借入金	31,800	3,600	－	－

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和３年３月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	593,000	593,000	－
	小計	593,000	593,000	－
合計		593,000	593,000	－

（注）譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

１．取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

２．取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

（１）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

［１］ ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

［２］ ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券

［３］ ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

（３）ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

３．取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リ

スクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

４．取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付型の制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	62 百万円
退職給付費用	0 百万円
退職給付の支払額	2 百万円
制度への拠出額	7 百万円
期末における退職給付引当金	52 百万円

（２）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	184 百万円
年金資産	△181 百万円
	2 百万円
非積立型制度の退職給付債務	49 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	52 百万円
退職給付引当金	52 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	52 百万円

（３）退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	0 百万円

勘定別情報（貸借対照表関係）

（令和３年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	17,329,790	5,814,599		23,144,389
有価証券	593,000			593,000
現金預け金	1,106,432			1,106,432
金融商品等差入担保金	3,282			3,282
その他資産	3,381	3,533		6,914
有形固定資産	2,654			2,654
無形固定資産	933			933
一般勘定貸		600,823	△ 600,823	
資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606
負債の部				
債券	14,706,147	5,704,619		20,410,767
借入金	294,000			294,000
金融商品等受入担保金	33,480			33,480
その他負債	1,779	2,891		4,670
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	21			21
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,823		△ 600,823	
特別法上の準備金等	2,200,000	653,636		2,853,636
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		640,921		640,921
利差補てん積立金		12,714		12,714
負債の部合計	18,756,661	6,361,147	△ 600,823	24,516,985
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	265,772			265,772
一般勘定積立金	265,772			265,772
評価・換算差額等	437			437
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	282,812	57,808		340,621
負債及び純資産の部合計	19,039,474	6,418,956	△ 600,823	24,857,606

（注）１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	127,026	138,908	△ 6,011	259,923
資金運用収益	117,492	133,288		250,780
役務取引等収益	83			83
その他業務収益	7			7
その他経常収益	9,052			9,052
地方公共団体健全化基金受入額	9,041			9,041
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	391		△ 391	
一般勘定貸受取利息		5	△ 5	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		5,615	△ 5,615	
経常費用	99,637	48,049	△ 6,011	141,675
資金調達費用	87,135	47,445		134,580
役務取引等費用	189	102		292
その他業務費用	3,622	91		3,713
営業経費	3,069	19		3,088
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	5		△ 5	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	5,615		△ 5,615	
一般勘定事務委託費		391	△ 391	
経常利益	27,388	90,859	－	118,247
特別利益	－	64,454	－	64,454
公庫債権金利変動準備金取崩額		60,000		60,000
利差補てん積立金取崩額		4,454		4,454
特別損失	－	155,314	－	155,314
公庫債権金利変動準備金繰入額		95,314		95,314
国庫納付金		60,000		60,000
当期純利益	27,388	－	－	27,388

附属明細書

１．有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,187	－	－	1,187	538	30	649
土地	1,659	－	－	1,659	－	－	1,659
その他の有形固定資産	606	18	－	625	279	110	345
有形固定資産計	3,454	18	－	3,472	818	140	2,654
無形固定資産							
ソフトウェア	1,844	205	359	1,691	760	371	930
その他の無形固定資産	1	2	1	2	－	－	2
無形固定資産計	1,846	208	360	1,694	760	371	933

２．地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘　柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
政府保証債（国内債） 第１１回～第１２３回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月19日 ～令和2年1月21日	4,469,844	3,817,710 (512,860)	0.001 ～1.400	10年
政府保証債（国内債） ８年第１回～第７回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,059	420,046 (200,000)	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） ６年第１３回～第２０回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月24日 ～平成28年10月28日	520,315	320,175 (120,000)	0.001 ～0.202	6年
政府保証債（国内債） ４年第７回～第１１回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ～令和2年8月28日	200,111	220,112 (160,000)	0.001	4年
政府保証債（外債） 第１回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	－	4.0	10年
非政府保証公募債 ５年第１７回～第２８回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ～令和2年11月20日	125,000	135,000 (35,000)	0.001 ～0.15	5年
非政府保証公募債 第１１回～第１４２回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月22日 ～令和3年3月18日	3,360,000	3,385,000 (400,000)	0.049 ～1.465	10年
非政府保証公募債 １５年第１回～第３回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 ２０年第１回～第８９回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和3年3月18日	1,575,000	1,765,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 ３０年第１回～第１２回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和2年11月20日	105,000	150,000	0.446 ～1.864	30年

非政府保証公募債 ４０年第１回～第３回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	30,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 Ｆ２～６、８～１４、１６～１７、２４、２８～２９、３７、４２～４３、４５～４７、４９、５１～５２、５４～６９、７１～７３、７５～８０、８２～８５、８７～９０、９２～９３、９５～９８、１００～１０９、１１１～１１２、１１５～１３９、１４１～１５３、１５５～１６４、１６６～１６９、１７１～２１０、２１２～２４３、２４５～２７６、２７８～３１０、３１２～４００、４０２～６０７回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和3年3月24日	2,600,288	3,117,917 (216,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 Ｆ２１１、Ｆ２４４回地方公共団体金融機構債券 （変動利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第４３～４５、４７～８７回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和3年2月10日	1,517,247	1,935,253 〔14,057百万米ドル〕 〔1,662百万豪ドル〕 〔2,080百万ユーロ〕 (318,542)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第３９回地方公共団体金融機構債券	平成25年7月22日	9,863	－	変動	7年
縁故債 Ａ号第７回～第１３４回地方公共団体金融機構債券	平成22年4月27日 ～令和3年3月24日	2,510,000	2,260,000 (300,000)	0.069 ～1.480	10年
縁故債 Ｂ号第１回～第６５回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和3年3月24日	311,500	429,000	0.069 ～0.511	10年
縁故債 Ｃ号第１回～第６５回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和3年3月24日	462,500	594,000	0.190 ～1.154	20年
縁故債 Ｄ号第１回～第６０回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和3年3月24日	590,000	740,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	－	18,959,899	19,399,215 (2,262,902)	－	－
非政府保証公募債 ２０年第１回～第２回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,973	84,976	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	－	84,973	84,976	－	－
政府保証債（国内債） １５年第１回～第５回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,860	144,985 (80,000)	1.6 ～2.2	15年

非政府保証公募債 ２０年第１回～第２５回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,858	569,883	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 ３０年第１回～第１０回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,909	189,915	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第１回～第３回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	23,960	21,790 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	－	968,589	926,574 (82,170)	－	－
合　　計	－	20,013,462	20,410,767 (2,345,072)	－	－

（注）１．法第40条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,410,767百万円の一般担保に供しております。

２．「非政府保証債（外債）第４３～４５、４７～８７回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の［　］は外貨建による金額です。

３．「当期末残高」欄の（内書）は１年以内償還予定の金額です。

４．貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037

３．借入金等明細書

（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	－	1,000	0.080	令和3年9月27日
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを除く。）	203,000	293,000	0.259	令和5年5月29日～ 令和22年3月16日
合　計	203,000	294,000	－	－

（注）１．平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

２．貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,000	－	86,200	83,400	88,000

４．引当金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
賞与引当金	58	59	58	－	59
役員賞与引当金	10	10	10	－	10
退職給付引当金	62	6	2	13	52
役員退職慰労引当金	32	6	15	1	21

５．金利変動準備金等明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち繰入額等		うち繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	－	－	－		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	605,607	95,314		60,000	－	640,921
合　計	2,805,607	95,314	－	60,000	－	2,840,921

（注）「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

６．地方公共団体健全化基金明細書

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	9,041	－	9,041	－	920,287
合　計	920,287	9,041	－	9,041	－	920,287

（注）１．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第１項に規定する納付金の法第46条第２項に基づく受入額です。

２．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第６項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和２年度

地方公共団体金融機構

決　算　報　告　書

自　　令和２年　４月　１日

至　　令和３年　３月31日

地方公共団体金融機構

令 和 ２ 年 度　　決 算 報 告 書

貸借対照表（令和３年３月31日現在）　　（単位：百万円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	差　　額	備　　考
貸付金	23,271,296	23,144,389	△ 126,906	
有価証券及び現金預け金	906,042	1,699,432	793,390	
金融商品等差入担保金	18,826	3,282	△ 15,544	
その他資産	6,458	6,914	456	
有形固定資産及び無形固定資産	4,088	3,588	△ 499	
資産合計	24,206,709	24,857,606	650,897	
債券	19,753,618	20,410,767	657,149	
借入金	308,000	294,000	△ 14,000	
金融商品等受入担保金	26,335	33,480	7,145	
その他負債	5,291	4,670	△ 620	
賞与引当金	－	59	59	
役員賞与引当金	－	10	10	
退職給付引当金	－	52	52	
役員退職慰労引当金	－	21	21	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
特別法上の準備金等	2,853,133	2,853,636	503	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	－	
公庫債権金利変動準備金	640,421	640,921	500	
利差補てん積立金	12,712	12,714	2	
負債合計	23,866,664	24,516,985	650,321	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	260,408	265,772	5,364	
一般勘定積立金	260,408	265,772	5,364	
評価・換算差額等	5,226	437	△ 4,788	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	△0	
純資産合計	340,045	340,621	576	
負債・純資産合計	24,206,709	24,857,606	650,897	

【注記事項】
（重要な会計方針及びその他の注記）
１．作成目的及び作成基準
　地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。
２．予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由
（１）貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
（２）有価証券及び現金預け金は、債券発行額が予定を上回ったこと等による増
（３）金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
（４）債券は、債券発行額が予定を上回ったことによる増
（５）借入金は、新規借入額が予定を下回ったことによる減
（６）金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
（７）一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
（８）評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

令 和 ２ 年 度　　決 算 報 告 書

損益計算書（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）　　（単位：百万円）

区　　分	予　算　額	決　算　額	差　　額	備　　考
経常収益	256,574	259,923	3,349	
資金運用収益	251,382	250,780	△ 601	
貸付金利息	250,990	249,890	△ 1,099	
有価証券利息及び預け金利息	0	82	82	
金利スワップ受入利息	－	474	474	
その他の受入利息	392	333	△ 58	
役務取引等収益	82	83	1	
その他業務収益	－	7	7	
その他経常収益	5,110	9,052	3,942	
地方公共団体健全化基金受入額	5,100	9,041	3,941	
その他の経常収益	10	11	1	
経常費用	142,818	141,675	△ 1,142	
資金調達費用	136,416	134,580	△ 1,835	
債券利息	135,932	134,071	△ 1,860	
借入金利息	484	509	25	
金利スワップ支払利息	－	－	－	
役務取引等費用	277	292	15	
その他業務費用	2,611	3,713	1,102	
営業経費	3,513	3,088	△ 424	
人件費	956	900	△ 55	
業務費	1,491	1,192	△ 298	
その他の営業経費	1,066	996	△ 69	
その他経常費用	－	0	0	
経常利益	113,756	118,247	4,491	
特別利益	64,624	64,454	△ 169	
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,168	60,000	△ 168	
利差補てん積立金取崩額	4,457	4,454	△ 2	
特別損失	155,578	155,314	△ 263	
金利変動準備金繰入額	－	－	－	
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,411	95,314	△ 96	
国庫納付金	60,168	60,000	△ 168	
当期純利益	22,802	27,388	4,586	

【注記事項】
（重要な会計方針及びその他の注記）
１．作成目的及び作成基準
　地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。
２．予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由
（１）貸付金利息は、平均残高が想定を下回ったこと等による減
（２）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
（３）債券利息は、金利が想定を下回ったことによる減
（４）その他業務費用は、債券発行額の増加による債券発行手数料の増

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和３年５月３１日

地 方 公 共 団 体 金 融 機 構
理 事 長　佐 藤　文 俊　殿

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田　裕 之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 野　和 也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 澤　賢 司	㊞

＜財務諸表監査＞
監査意見
当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第３７条第１項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの第１３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和３年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任
理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

＜決算報告書監査＞

監査意見

当監査法人は、法第３７条第１項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記１に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記１に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するために注記１に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記１に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにあり、また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
・　決算報告書の表示及び注記事項が、注記１に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第２９条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和３年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和３年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

地方公共団体金融機構
　理事長　佐　藤　文　俊　　様

令和２年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第１８条第４項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの令和２年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

１　監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧するほか、今般、決算担当部署から令和２年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

２　監査の結果

（１）令和２年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

（２）会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和３年５月３１日

地方公共団体金融機構

監　事　　磯　野　正　義　　印

監　事　　大　森　正　明　　印

令和2年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

資料1

JFM

令和2年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸付

	計　画		実　績	
貸　付　金	1兆6,600億円	→	**1兆5,592億円**	(▲1,008億円)
貸付回収金	1兆7,973億円	→	**1兆8,144億円**	(＋171億円)
貸付金残高	(令和元年度末) 23兆3,996億円	→	(令和２年度末) **23兆1,443億円**	(▲2,552億円)

資金調達

	計　画		実　績	
債券発行等	1兆9,100億円	→	**2兆5,598億円**	(+6,498億円)
機構債(公募債)	1兆2,400億円 (注1)	→	1兆8,597億円	(+6,197億円)
〃 (地共連等引受け)	5,350億円	→	5,490億円	(+140億円)
長期借入	750億円	→	910億円	(+160億円)
政府保証債	600億円	→	600億円	(　—　)
償還金等	2兆728億円		**2兆728億円**	(　—　)
債券発行等残高	(令和元年度末) 20兆2,164億円	→	(令和２年度末) **20兆7,047億円**	(+4,883億円)

注1 当初計画額を計上。なお、令和２年７月、12月及び令和３年２月に見直しを行い、18,750億円に増額。
注2 資金調達の実績額と債券発行等残高は、発行価額ベース。
注3 令和２年度機構予算総則第２項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額の増額上限は2兆8,650億円。

JFM

令和2年度事業別貸付実績

（１） 一般会計債等

（単位：百万円）

区　分	令和２年度末貸付残高 (A)	令和元年度末貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和２年度貸付実績額	対前年度実績増減額
一般会計債					
公共事業等	512,534	501,407	11,127	37,908	▲ 1,499
公営住宅事業	233,140	252,216	▲ 19,076	15,118	1,166
全国防災事業	124,538	135,717	▲ 11,179	0	0
学校教育施設等整備事業	84,961	76,649	8,312	13,364	2,626
社会福祉施設整備事業	112,163	111,096	1,067	8,293	874
一般廃棄物処理事業	53,065	46,290	6,775	9,971	3,011
一般事業	83,739	82,383	1,356	6,032	715
臨時河川等整備事業	20,267	28,137	▲ 7,870	0	0
臨時高等学校整備事業	10,014	13,177	▲ 3,163	0	0
臨時地方道整備事業	522,883	694,915	▲ 172,032	0	0
地域活性化事業	83,464	77,740	5,724	11,362	1,154
防災対策事業	171,260	170,522	738	11,218	▲ 2,494
地方道路等整備事業	495,914	505,526	▲ 9,612	26,455	5,703
合併特例事業	1,091,903	1,084,462	7,441	90,603	▲ 8,516
緊急防災・減災事業	814,650	792,826	21,824	134,511	▲ 106
公共施設最適化事業	20,552	21,504	▲ 952	0	▲ 17
公共施設等適正管理推進事業	203,536	118,464	85,072	87,525	11,088
緊急自然災害防止対策事業	60,925	182	60,743	60,939	60,757
過疎対策事業	49,888	29,152	20,736	21,283	▲ 3,655
一般補助施設整備等事業	5,177	3,768	1,409	1,458	▲ 97
小　計	4,754,573	4,746,132	8,441	536,038	70,710
臨時財政対策債	5,800,992	5,823,266	▲ 22,274	264,003	▲ 196,024
減収補塡債	69,486	0	69,486	69,486	69,486
合　計	10,625,051	10,569,398	55,653	869,528	▲ 55,827

（２） 公営企業債等

（単位：百万円）

区　分	令和２年度末貸付残高 (A)	令和元年度末貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和２年度貸付実績額	対前年度実績増減額
公営企業債					
水道事業（上水道）	2,897,610	2,968,321	▲ 70,711	180,744	6,842
（簡易水道）	236,624	242,412	▲ 5,788	5,717	▲ 2,704
交通事業（一般交通）	12,582	12,520	62	1,352	▲ 862
（都市高速交通）	750,040	790,802	▲ 40,762	21,121	▲ 682
病院事業	1,127,473	1,090,488	36,985	114,181	16,262
下水道事業	7,067,352	7,280,495	▲ 213,143	334,463	▲ 69,763
工業用水道事業	163,418	171,767	▲ 8,349	7,247	▲ 844
電気事業	46,971	48,389	▲ 1,418	3,607	▲ 3,406
ガス事業	25,815	30,764	▲ 4,949	584	▲ 1,248
港湾整備事業	38,375	41,046	▲ 2,671	2,229	▲ 648
介護サービス事業	19,143	19,970	▲ 827	1,685	▲ 36
市場事業	97,603	87,752	9,851	16,114	7,173
と畜場事業	7,718	8,232	▲ 514	462	378
観光施設事業	2,119	2,510	▲ 391	91	▲ 32
駐車場事業	10,655	12,797	▲ 2,142	105	▲ 42
産業廃棄物処理事業	124	163	▲ 39	0	▲ 14
小　計	12,503,622	12,808,428	▲ 304,806	689,701	▲ 49,626
公社貸付	15,715	21,790	▲ 6,075	0	0
被災施設借換債	0	0	0	0	0
合　計	12,519,337	12,830,218	▲ 310,881	689,701	▲ 49,626
総　計	23,144,389	23,399,615	▲ 255,225	1,559,229	▲ 105,453

※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

貸付額の推移

全体

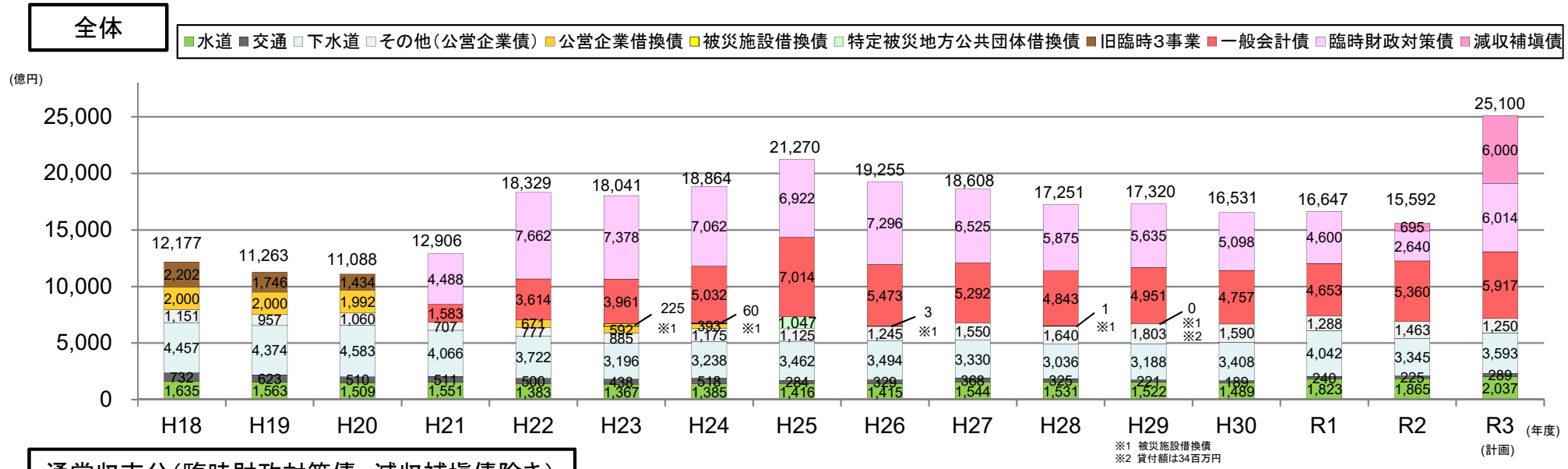

通常収支分（臨時財政対策債、減収補塡債除き）

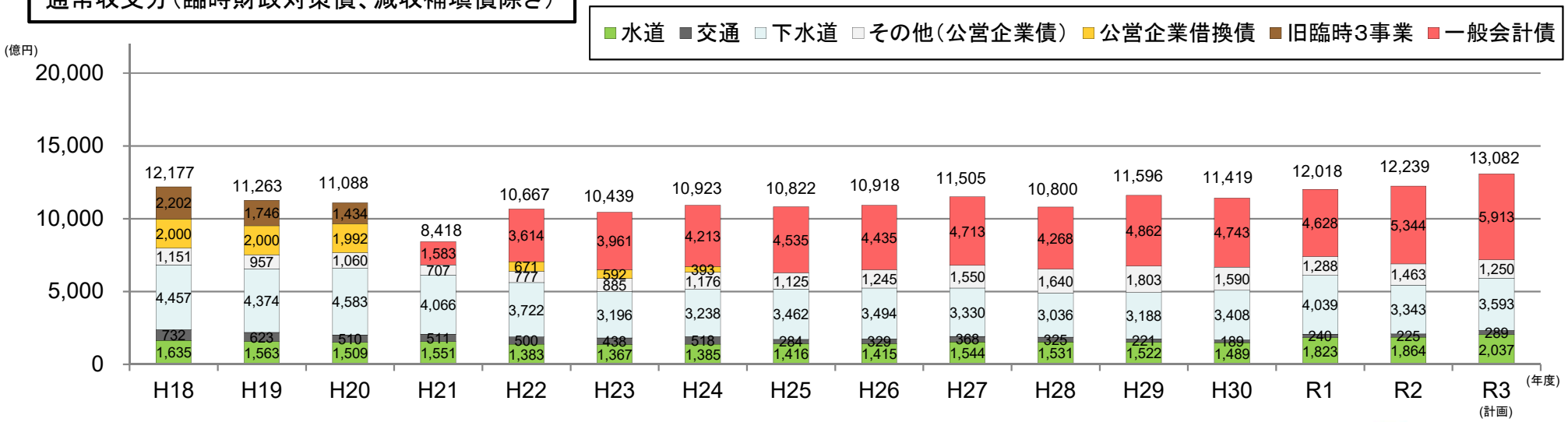

貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
  （機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。）

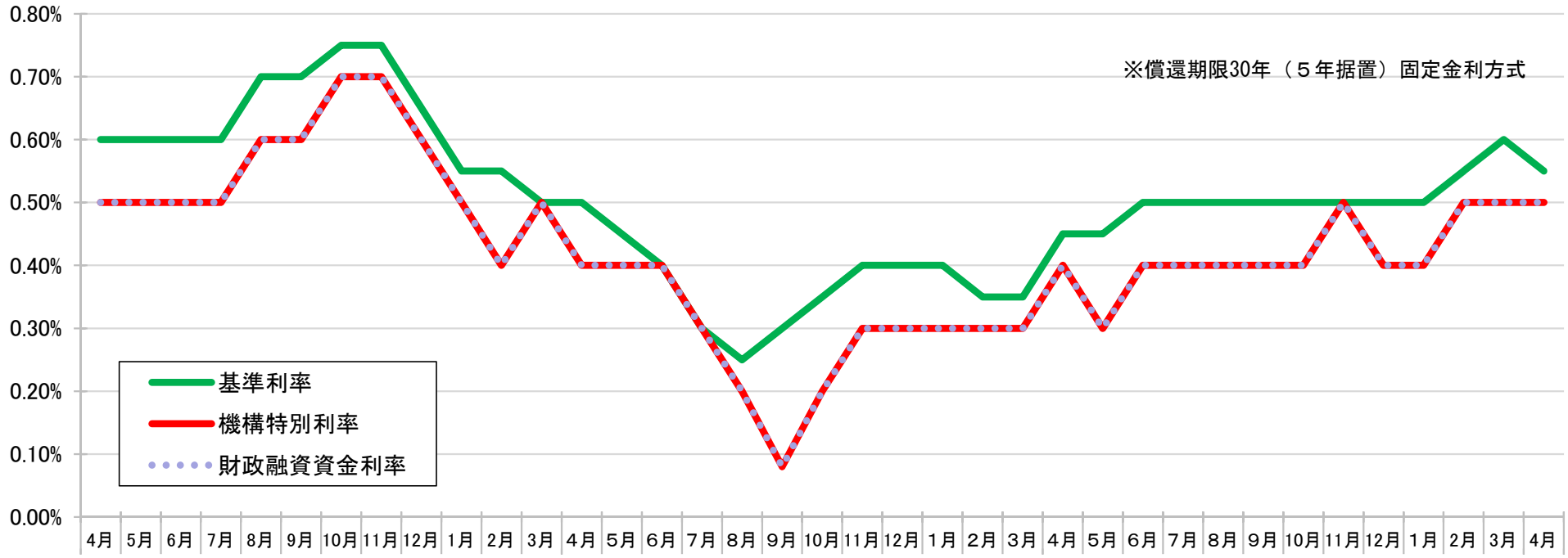

償還年限30年(5年据置)固定金利の場合	H30年度												R元年度												R2年度												R3年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
機構資金利率改定日	4/23～	5/23～	6/27～	7/27～	8/28～	9/19～	10/29～	11/28～	12/26～	1/29～	2/26～	3/19～	4/24～	5/24～	6/26～	7/29～	8/28～	9/19～	10/25～	11/27～	12/25～	1/29～	2/26～	3/19～	4/22～	5/25～	6/24～	7/29～	8/26～	9/18～	10/28～	11/25～	12/23～	1/27～	2/22～	3/19～	4/21～
基準利率	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.75%	0.75%	0.65%	0.55%	0.55%	0.50%	0.500%	0.450%	0.400%	0.300%	0.250%	0.300%	0.350%	0.400%	0.400%	0.400%	0.350%	0.350%	0.450%	0.450%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.600%	0.550%
機構特別利率　①	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.50%	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%
財政融資資金利率　②	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.50%	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%
利差　②－①	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%

令和2年度資金調達実績

1　地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）　公募債

債券の種類	R2実績額	R元実績額	増減額
国内債	12,585億円	9,430億円	3,155億円
10年債	3,850億円	3,550億円	300億円
20年債	1,900億円	1,500億円	400億円
5年債	300億円	200億円	100億円
30年債	450億円	300億円	150億円
スポット債	100億円	150億円	▲50億円
FLIP債	5,985億円	3,730億円	2,255億円
国外債	6,012億円	1,761億円	4,251億円
計	18,597億円	11,191億円	7,406億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R2実績額	R元実績額	増減額
地共連引受債	3.000億円	3,000億円	0億円
10年債	1,500億円	1,600億円	▲100億円
20年債	1,500億円	1,400億円	100億円
地共済引受債	2,490億円	1,790億円	700億円
10年債	1,175億円	820億円	355億円
20年債	1,315億円	970億円	345億円
計	5,490億円	4,790億円	700億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

2　長期借入

R2実績額	R元実績額	増減額
910億円	850億円	60億円

3　政府保証債

債券の種類	R2実績額	R元実績額	増減額
10年債	—	1,000億円	▲1,000億円
4年債	600億円	—	600億円
計	600億円	1,000億円	▲400億円

※単位未満切り捨て

資金調達額の推移

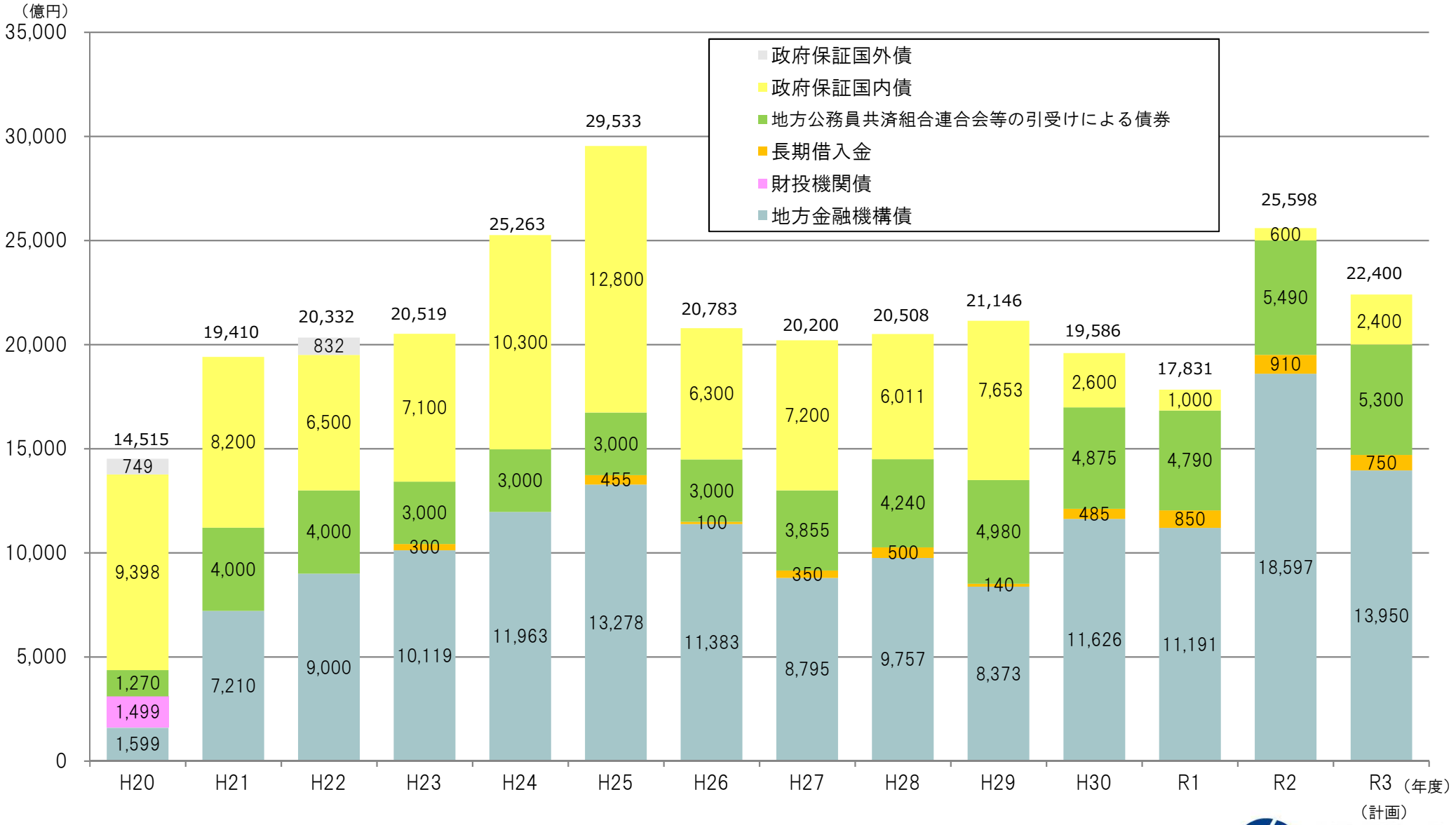
（億円）
35,000
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
政府保証国外債
政府保証国内債
地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券
長期借入金
財投機関債
地方金融機構債
14,515
749
9,398
1,270
1,499
1,599
19,410
8,200
4,000
7,210
20,332
832
6,500
4,000
9,000
20,519
7,100
3,000
300
10,119
25,263
10,300
3,000
11,963
29,533
12,800
3,000
455
13,278
20,783
6,300
3,000
100
11,383
20,200
7,200
3,855
350
8,795
20,508
6,011
4,240
500
9,757
21,146
7,653
4,980
140
8,373
19,586
2,600
4,875
485
11,626
17,831
1,000
4,790
850
11,191
25,598
600
5,490
910
18,597
22,400
2,400
5,300
750
13,950
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3（計画）
（年度）

地方金融機構債（10年債）のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額（億円）	利率（%）	対 国 債 ＳＰ（bp）	対地方債 ＳＰ（bp）
第141回	令和3年　2月　9日	350	0.150	8.0	0.0
第142回	令和3年　3月　9日	350	0.224	8.0	0.0
第143回	令和3年　4月　8日	300	0.185	8.0	0.0

令和３年度　10年債引受体制（五十音順）	
シ団①	ＳＭＢＣ日興証券　大和証券　野村證券 みずほ証券　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券　ゴールドマン・サックス証券 しんきん証券　東海東京証券
シ団③	バークレイズ証券　ＢＮＰパリバ証券　BofA証券

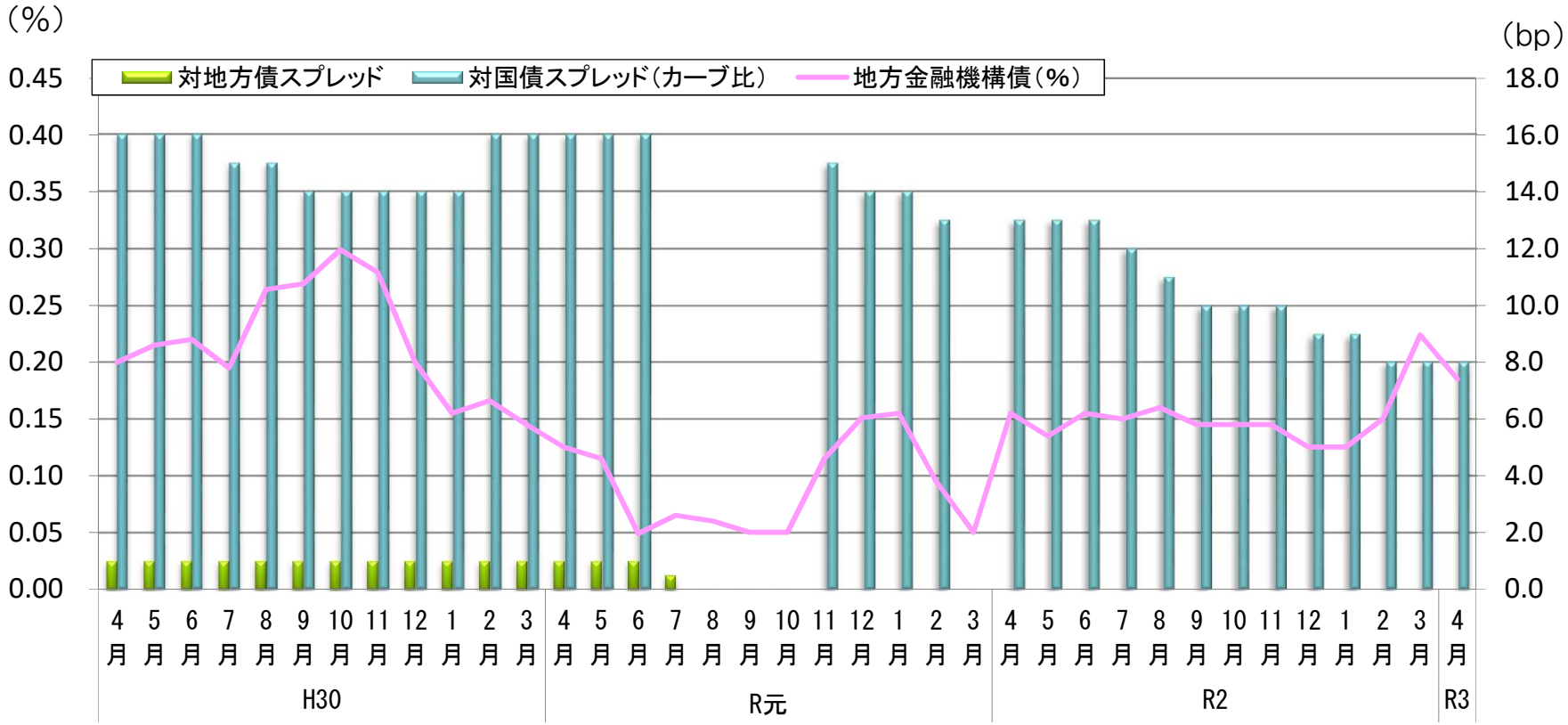

（注）対国債SPはカーブ比（bp）での表記。カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値。「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年7～10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定。

地方金融機構債（5・20・30年債）のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額（億円）	利率（%）	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第26回	令和元年11月13日	100	0.001	—	0.0
第27回	令和2年　5月15日	100	0.020	—	0.0
第28回	令和2年11月11日	200	0.020	—	0.0

（注）絶対値にて条件決定。

20年債

回号	条件決定日	発行額（億円）	利率（%）	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第88回	令和3年　1月13日	200	0.454	4.0	0.5
第89回	令和3年　3月　9日	250	0.554	3.5	0.0
第90回	令和3年　4月　8日	150	0.501	3.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額（億円）	利率（%）	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第10回	令和2年　4月　9日	200	0.517	7.0	0.0
第11回	令和2年　8月　7日	100	0.633	7.0	0.0
第12回	令和2年11月11日	150	0.716	7.0	0.0
第13回	令和3年　4月　8日	200	0.737	7.0	0.0

※スポット債

20年債スプレッド推移グラフ

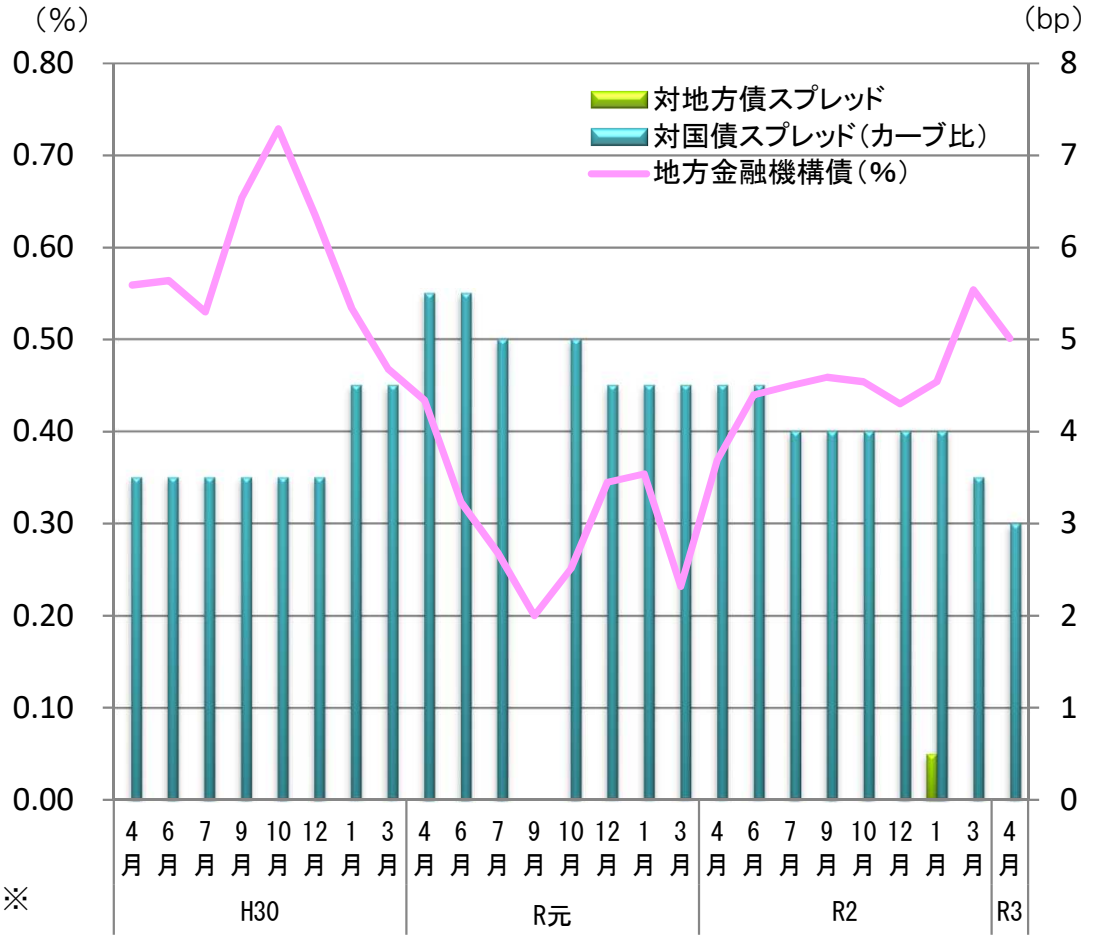

（注）　対国債SPはカーブ比（bp）での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。
「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年9月は下限利率にて条件決定。

令和2年度地方支援業務の実績

地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応。地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施。

1　調査研究

◆地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成、実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元

①JFM・GRIPS連携プロジェクト立ち上げ
→令和3年度～令和7年度で実施

②地方財政に係る調査研究
・地方財政に関する調査研究会
→「大規模災害後の地方公共団体の財政運営に関する調査研究」取りまとめ
・総務省との共同研究
→「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する調査研究」取りまとめ

③地域金融に関する調査研究
・地域金融に関する調査研究
・銀行からの借入等に係る調査研究
・地方公共団体の資金調達・運用等に関する実態調査

④諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

2　人材育成・実務支援

◆財政運営を担う地方公共団体職員のための財政、金融等に関する研修等を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が個別の財政運営における課題や疑問の解決に向けきめ細かな支援を提供

①JFM地方財政セミナー／地方公営企業セミナー
R2(集合):20名、(オンライン形式):1,511名
②地方公営企業実務講習会　R2:中止
③市区町村長等を対象とするセミナー　R2(オンライン形式)
④資金調達入門研修　R2(オンライン形式):1,917名
⑤資金運用入門研修　R2(オンライン形式):1,447名
⑥宿泊型研修(JAMP・JIAM)　R2:中止
⑦出前講座　R2:21箇所
⑧専門家派遣
・地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援
R2:62回
・地方公会計制度に係る統一的な基準導入の支援
R2:15回
⑨自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言
R2:40件
⑩住民参加型市場公募地方債発行支援　R2:なし

3　情報発信

◆財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど効果的に発信

①財政分析チャート「Octagon」の利便性の向上
→「New Octagon」としてリリース

②先進事例検索システムの事例追加による充実

③金融経済指標データ等の提供
・主要経済指標一覧、
・株価・為替・金利推移グラフ　など

④研修テキストの公開

令和2年度

地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

資料２

利益の状況 ［機構全体］

◇ 令和2年度の**経常利益は1，182億円**で、前年度に比べ、108億円の減少（▲8．4%）。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を125億円上回ったこと等が要因

◇ **当期純利益は273億円**で、前年度に比べ、16億円の増加（＋6．3%）。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科　　目	R2決算（A）	R1決算（B）	増　減（（A）−（B））
経　常　収　益	2，599億円	2，897億円	▲298億円
貸　付　金　利　息	2，498億円	2，821億円	▲322億円
そ　の　他	100億円	76億円	24億円
経　常　費　用	1，416億円	1，606億円	▲189億円
債　券　利　息	1，340億円	1，537億円	▲196億円
そ　の　他	76億円	69億円	6億円
経　常　利　益	1，182億円	1，290億円	▲108億円
特　別　利　益	644億円	1，052億円	▲408億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	600億円	1，000億円	▲400億円
利差補てん積立金取崩額	44億円	52億円	▲8億円
特　別　損　失	1，553億円	2，085億円	▲532億円
固　定　資　産　処　分　損	ー	0億円	▲0億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	953億円	1，085億円	▲132億円
国　庫　納　付　金	600億円	1，000億円	▲400億円
当　期　純　利　益	273億円	257億円	16億円

※　単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 ［一般勘定］

◇ 令和2年度の**経常利益は273億円**で、前年度に比べ、15億円の増加（＋6．2%）。
健全化基金受入額が前年度より20億円増加したこと等が要因
◇ **当期純利益は273億円**で、前年度に比べ、16億円の増加（＋6．3%）

科　　目	R2決算（A）	R1決算（B）	増　減（（A）−（B））
経　常　収　益	1，270億円	1，336億円	▲66億円
貸　付　金　利　息	1，166億円	1，257億円	▲90億円
余　資　運　用　益	0億円	0億円	0億円
金利スワップ受入利息	4億円	2億円	2億円
健全化基金受入額	90億円	69億円	20億円
そ　の　他	7億円	6億円	1億円
経　常　費　用	996億円	1，078億円	▲82億円
債　券　利　息	866億円	949億円	▲83億円
借　入　金　利　息	5億円	4億円	0億円
金利スワップ支払利息	ー	0億円	▲0億円
そ の 他 業 務 費 用	36億円	26億円	9億円
営　業　経　費	30億円	31億円	▲0億円
基金管理勘定繰出金	56億円	64億円	▲8億円
そ　の　他	1億円	1億円	0億円
経　常　利　益	273億円	257億円	15億円
特　別　利　益	ー	ー	ー
特　別　損　失	ー	0億円	▲0億円
固　定　資　産　処　分　損	ー	0億円	▲0億円
当　期　純　利　益	273億円	257億円	16億円

※　単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 ［管理勘定］

◇ 令和2年度の**経常利益は908億円**で、前年度に比べ、124億円の減少（▲12．0%）。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を118億円上回ったこと等が要因
◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和2年度の当期純利益はゼロ

科　　目	R2決算（A）	R1決算（B）	増　減（（A）−（B））
経　常　収　益	1，389億円	1，629億円	▲240億円
貸　付　金　利　息	1，331億円	1，563億円	▲231億円
基金一般勘定繰入金	56億円	64億円	▲8億円
そ　の　他	1億円	1億円	▲0億円
経　常　費　用	480億円	596億円	▲116億円
債　券　利　息	474億円	587億円	▲113億円
そ　の　他	6億円	8億円	▲2億円
経　常　利　益	908億円	1，032億円	▲124億円
特　別　利　益	644億円	1，052億円	▲408億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	600億円	1，000億円	▲400億円
利差補てん積立金取崩額	44億円	52億円	▲8億円
特　別　損　失	1，553億円	2，085億円	▲532億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	953億円	1，085億円	▲132億円
国　庫　納　付　金	600億円	1，000億円	▲400億円
当　期　純　利　益	―	―	―

※　単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 ［機構全体］

◇ 令和2年度末現在の**資産総額は24兆8，576億円**で、前年度末に比べ、5，109億円の増加（＋2．1%）。
現金預け金が前年度末に比べ、5，489億円増加したこと等が要因

科　　目	令和2年度末現在（A）（R3.3.31）	令和元年度末現在（B）（R2.3.31）	増　減（（A）−（B））
貸付金	23兆1，443億円	23兆3，996億円	▲2，552億円
有価証券	5，930億円	3，655億円	2，275億円
現金預け金	1兆1，064億円	5，574億円	5，489億円
金融商品等差入担保金	32億円	123億円	▲91億円
その他資産	69億円	78億円	▲9億円
有形固定資産	26億円	27億円	▲1億円
無形固定資産	9億円	10億円	▲1億円
合　　計	24兆8，576億円	24兆3，467億円	5，109億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 ［一般勘定・管理勘定］

◇ 令和2年度末現在の一般勘定における**資産総額は19兆394億円**で、前年度末に比べ、1兆4，557億円の増加（＋8．3%）
◇ 令和2年度末現在の管理勘定における**資産総額は6兆4，189億円**で、前年度末に比べ、9，268億円の減少（▲12．6%）

	科目	令和2年度末現在（A）（R3.3.31）	令和元年度末現在（B）（R2.2.31）	増減（（A）−（B））
一般勘定	貸付金	17兆3，297億円	16兆6，408億円	6，889億円
	有価証券	5，930億円	3，655億円	2，275億円
	現金預け金	1兆1，064億円	5，574億円	5，489億円
	金融商品等差入担保金	32億円	123億円	▲91億円
	その他資産	33億円	36億円	▲3億円
	有形固定資産	26億円	27億円	▲1億円
	無形固定資産	9億円	10億円	▲1億円
	合計	19兆394億円	17兆5，837億円	1兆4，557億円
管理勘定	貸付金	5兆8，145億円	6兆7，587億円	▲9，441億円
	その他資産	35億円	41億円	▲6億円
	一般勘定貸	6，008億円	5，828億円	179億円
	合計	6兆4，189億円	7兆3，458億円	▲9，268億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 ［機構全体］

◇ 令和2年度末現在の**負債総額は24兆5，169億円**で、前年度末に比べ、4，941億円の増加（＋2．1%）
◇ 負債の大半を占める債券は前年度末に比べ、3，973億円の増加。当期発行額が償還額を上回ったこと等が要因
◇ 公庫債権金利変動準備金は、借換益等953億円を繰り入れた一方で、600億円の国庫納付を行った結果、前年度末に比べ、353億円の増加

科　　目	令和2年度末現在（A）（R3.3.31）	令和元年度末現在（B）（R2.3.31）	増　減（（A）−（B））
債　　券	20兆4，107億円	20兆134億円	3，973億円
借　入　金	2，940億円	2，030億円	910億円
地方公共団体健全化基金	9，202億円	9，202億円	―
金利変動準備金	2兆2，000億円	2兆2，000億円	―
公庫債権金利変動準備金	6，409億円	6，056億円	353億円
利差補てん積立金	127億円	171億円	▲44億円
金融商品等受入担保金	334億円	580億円	▲245億円
そ　の　他	48億円	52億円	▲3億円
合　　計	24兆5，169億円	24兆228億円	4，941億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 ［一般勘定・管理勘定］

◇ 令和2年度末現在の一般勘定における**負債総額は18兆7，566億円**で、前年度末に比べ、1兆4，390億円の増加（＋8．3%）

◇ 令和2年度末現在の管理勘定における**負債総額は6兆3，611億円**で、前年度末に比べ、9，268億円の減少（▲12．7%）

	科目	令和2年度末現在（A）（R3.3.31）	令和元年度末現在（B）（R2.3.31）	増減（（A）−（B））
一般勘定	債券	14兆7，061億円	13兆3，513億円	1兆3，547億円
	借入金	2，940億円	2，030億円	910億円
	地方公共団体健全化基金	9，202億円	9，202億円	―
	金利変動準備金	2兆2，000億円	2兆2，000億円	―
	金融商品等受入担保金	334億円	580億円	▲245億円
	管理勘定借	6，008億円	5，828億円	179億円
	その他	19億円	20億円	▲1億円
	合計	18兆7，566億円	17兆3，176億円	1兆4，390億円
管理勘定	債券	5兆7，046億円	6兆6，620億円	▲9，574億円
	公庫債権金利変動準備金	6，409億円	6，056億円	353億円
	利差補てん積立金	127億円	171億円	▲44億円
	その他負債	28億円	31億円	▲2億円
	合計	6兆3，611億円	7兆2，880億円	▲9，268億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

◇ 令和2年度末現在の**純資産総額は3，406億円**で、前年度末に比べ、167億円の増加（＋5．2%）
◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から106億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益273億円を積立金として計上したことが要因

科　　目	令和2年度末現在（A）（R3.3.31）	令和元年度末現在（B）（R2.3.31）	増　減（（A）−（B））
地方公共団体出資金	166億円	166億円	−
一般勘定積立金	2，657億円	2，383億円	273億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	−
繰延ヘッジ損益	4億円	111億円	▲106億円 （うち 金利スワップ期中解約分　▲100億円 うち 繰延ヘッジ取崩分　▲5億円）
合　　計	3，406億円	3，238億円	167億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

（参考）

（単位：億円）

令和2年度決算における主要勘定の状況

【貸　付　金】

前期末残高 ①	貸付額 ②	回収額 ③	期末残高 ①＋②－③
233，996	15，592	18，144	231，443

【債　　券】

前期末残高 ①	発行額 ②	償還額等 ③	期末残高 ①＋②－③
200，134	24，688	20，715	204，107

【地方公共団体健全化基金】

前期末残高 ①	納付金 ②	基金運用益 ③	利下げ補てん所要額 ④	一般勘定自己財源充当額 ⑤	期末残高 ①+②+③－(④－⑤)
9，202	90	73	226	62	9，202

【利差補てん積立金】

前期末残高 ①	取崩額 ②	期末残高 ①－②
171	44	127

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前期末残高 ①	国庫納付 ②	公庫貸付に係る利下げ所要額 ③	債券借換益 ④	期末残高 ①＋②＋③＋④
金利変動準備金	22，000	―	―	―（注）	22，000
公庫債権金利変動準備金	6，056	▲600	56	896	6，409

（注）　一般勘定においても債券借換益は310億円発生しているものの、関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額（当該期末における一般勘定の貸付金残高の1，000分の125）を前期末残高が超えているため、積立てを行っていない。

※　単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

資料３

令和２年度

内 部 統 制 報 告 書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第１項及び第28条
【作成日】	令和３年５月28日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長　佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和３年３月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ＩＴの適切な運営（ＩＴ全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和３年３月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

４【付記事項】

該当事項はありません。

５【特記事項】

該当事項はありません。

以 上

報告１

第35回経営審議委員会意見書（R3．3）に係る対応

項目	意見	対応状況
貸付け	長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地方税の大幅な減収等に対応するための地方公共団体の資金繰り対策や、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、地方単独事業のうち政策的に対応する必要性が高い防災・減災対策、住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である過疎対策等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付けを的確に行うこと。	貸付けについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地方税の大幅な減収等に対応するための地方公共団体の資金繰り対策として、特別減収対策企業債及び減収補填債の貸付けを行った。 また、社会インフラの整備・更新に加え、喫緊の課題である緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業や、住民生活に密着した公営企業等への貸付けを行うとともに、過疎対策債については令和2年度から貸付対象を全事業に拡大するなど、地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。 引き続き、地方のニーズに応じた貸付けを的確に行って参りたい。
資金調達	新型コロナウイルス感染症対応に係る各国の財政政策、各国中央銀行の金融緩和政策の動向などによる市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場における確固たる信認の強化に努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、資金調達額が高位で推移する中でも、低コストで安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。グリーンボンドに関しては、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。	資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。 国内債については、定例債（10年・20年・5年・30年）の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。（新型コロナウイルス感染症による不透明な市場環境の中においても、4月・5月発行の定例債（10年･20年･30年）については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計1,050億円を発行した。） 国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を12.5億米ドル発行した。 引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努めてまいりたい。 また、グリーンボンドに関しては、昨年度に引き続き、貸付けを行った地方公共団体の協力を得て、年内にレポーティングを公表する予定であり、こうした情報発信の取組を継続することで、地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図ってまいりたい。
地方支援	地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、特に市町村を中心とした公営企業会計の適用や地方公会計制度の整備等の経営・財務マネジメントの強化について、総務省及び都道府県と連携して、積極的かつきめ細かく支援すること。また、大学等の専門機関と相互の強みを活かした連携を図りつつ、国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究に総合的かつ中長期的に取り組むとともに、その成果を広く発信すること。更に、最近の新型コロナウイルス感染症拡大局面への対応や小規模市町村に対する支援強化等地方支援の全国的な事業効果の向上を図るため、eラーニングやWeb会議システムの活用、インターネットによる情報提供の強化等のデジタル化に積極的に取り組むこと。	地方公共団体を取り巻く環境や政策ニーズについては、セミナー、各種研修会、地方金融状況調査、都道府県市町村担当課との意見交換等の様々な機会を利用して、より的確な把握に努める。 特に重要な課題となっている市町村を中心とした地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援については、総務省との共同事業として市町村等にアドバイザーを派遣する事業を創設し、個別団体の状況や要請に応じてより丁寧できめ細かい支援を実施する。 国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と、教育及び調査研究に関する連携プロジェクトを令和3年度から令和7年度にかけて実施するなど、大学や専門機関等とそれぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組み、得られた知見や先進事例等の成果については、フォーラム等の開催やホームページなどの各種広報媒体等を活用して発信し、地方公共団体へ還元する。 デジタル化については、セミナーや研修等に関するeラーニングの活用や出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用などにより積極的に取り組む。 以上の地方支援の取組を通じ、引き続き、財政運営の健全性の確保のために必要な支援を充実・強化して参りたい。
予算編成等	公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。	これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。 また、新たに、地域デジタル社会推進費を中心とした地方交付税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度で総額4，000億円を国に帰属させる枠組みが創設されたが、この国庫納付は、機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めて参りたい。

報告２

新型コロナウイルス感染症対策について（業務継続）

新型コロナウイルス感染症に関する状況、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条第１項の規定に基づく緊急事態宣言の発出、解除等を踏まえ、業務継続、役職員の健康確保等の観点から、下記の対応を実施。

１　テレワーク勤務環境の整備

役職員全員にテレワーク用業務端末及び業務用携帯電話を配備するとともに、テレワークサービスや Web 会議システムを導入する等、テレワーク勤務環境を整備。

２　出勤者数の抑制及び感染予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、出勤者数の抑制（例えば、緊急事態宣言中は、機構執務室への出勤は３割程度）を実施。また、手洗い・除菌、マスク着用、執務室の換気、机の距離を離す等、職場における感染予防対策を徹底するとともに、役職員が、本人の希望によりＰＣＲ検査を受けた場合の検査費用（全額）を助成。

３　業務実施時における Web 会議システムの活用

研修事業、出前講座、調査・審査、機構主催の会議、IR、機構内部での打合せ等において、Web 会議システムを幅広く活用。

４　テレワーク勤務時の業務効率向上のための業務見直し

出勤を前提とした仕事の仕方となっている業務（紙による書類提出や押印の求め等）について見直しを実施。

以上

報告３

令和2年度末貸付債権残高の状況

1　地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.03%
○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、１団体　（前年度1団体から増減なし）

（単位:億円）

財政健全化法による分類	団体数	令和元年度末貸付残高	割合	団体数	令和2年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	64	0.03%	1	64	0.03%	0	0	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,159	233,714	99.97%	2,166	231,222	99.97%	7	−2,491	0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等　合計	2,160	233,778	100.00%	2,167	231,286	100.00%	7	−2,491	

2　地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は該当なし　（前年度から増減なし）

（単位:億円）

財政健全化法による分類	事業主体数	令和元年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和2年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全企業	4,855	128,371	100.00%	4,659	125,481	100.00%	−196	−2,889	0.00%
合計	4,855	128,371	100.00%	4,659	125,481	100.00%	−196	−2,889	

（注）・事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
　　・令和元年度末貸付残高及び令和2年度末貸付残高は、1の内数である。

3　地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は該当なし　（前年度3公社から3公社減）

（単位:億円）

自己査定による債務者区分	公社数	令和元年度末貸付残高	割合	公社数	令和2年度末貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	3	37	17.11%	0	0	0.00%	−3	−37	−17.11%
正常先	13	180	82.89%	13	157	100.00%	0	−23	17.11%
合計	16	217	100.00%	13	157	100.00%	−3	−60	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和2年度末残高)

(単位:百万円)

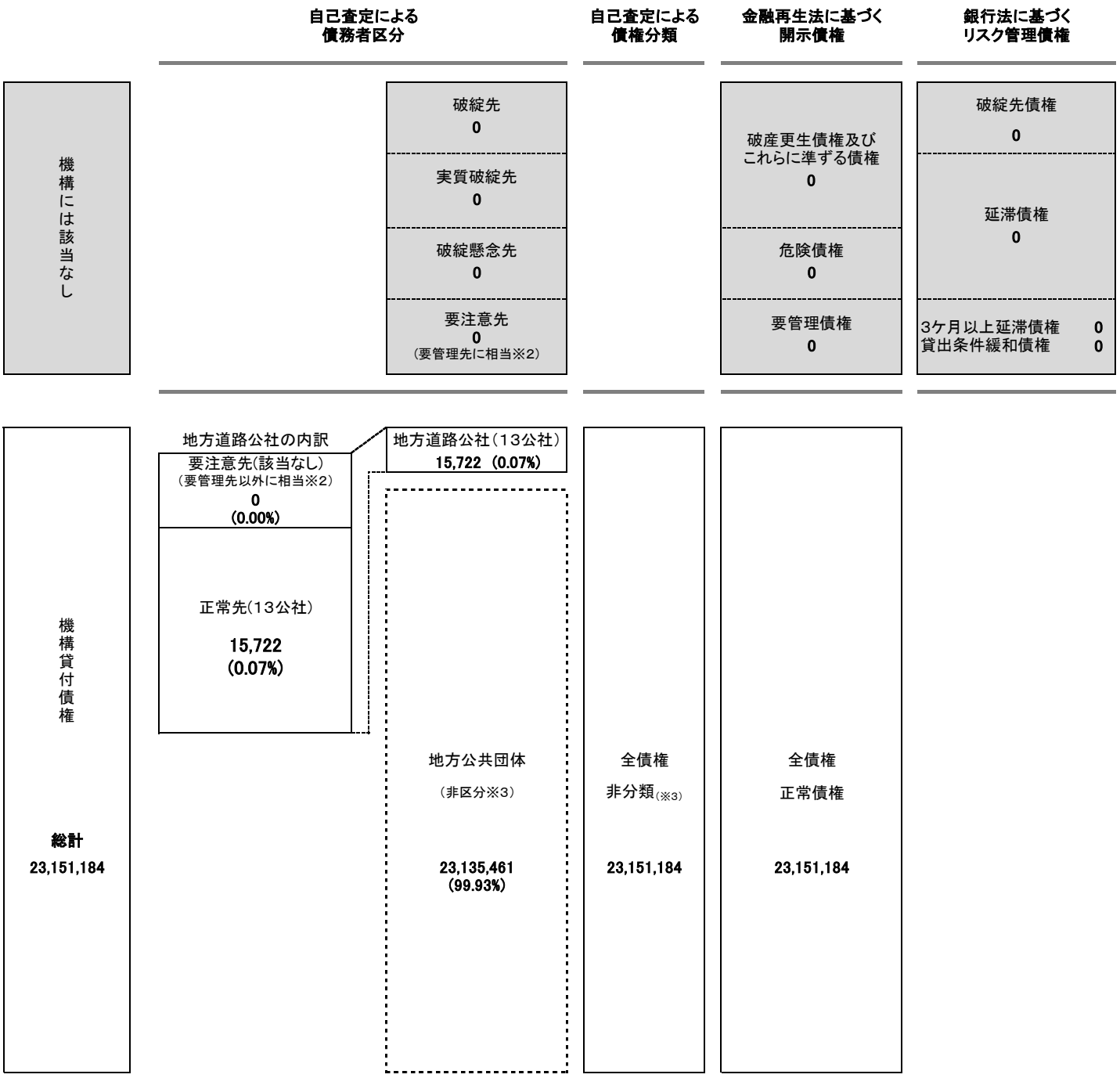

(注)1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和元年度決算の数値を用いて区分している。

3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。

4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

【参考】

※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。

※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

令和２年度
貸付予定又は機構債権残高を有する
団体・公営企業の財務審査結果

１　基本方針

令和２年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため、必要な財務審査を実施した。

２　財務審査の実施方法

・　令和元年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和元年度末に機構債権残高を有する先及び令和２年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
・　令和元年度決算では１団体が財務審査対象（前年度から増減なし）。

＜財務審査対象一覧＞　　（単位：億円）

区分	団体名・公営企業名	令和元年度末 貸付残高	令和２年度 借入申込	令和２年度末 貸付残高
財政再生団体（1）	北海道夕張市	64	有	64
財政健全化団体	－	－	－	－
経営健全化企業	－	－	－	－

財務審査の実施方法

【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を確認。

【財務審査】

◇　調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
◇　相　手　方：市　　町　　村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県）、当該団体
　　政令指定都市＝当該団体

財務審査結果＜概況＞

・　財務審査対象先の財政再生計画は、総じて順調に進捗しており、令和２年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

以上

報告４

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の実施状況について

地方公共団体においては、人材不足等のため、経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体がある

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化**するため、**団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を令和３年度から創設（総務省との共同事業）**

事業概要

（１）アドバイザーを派遣する政策テーマ

- ○　公営企業の経営戦略の策定・経営改善
- ○　公営企業会計の適用
- ○　地方公会計の整備
- ○　公共施設等総合管理計画の見直し（公共施設マネジメント）

（２）支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	都道府県に派遣 啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※　アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担
※　各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

（３）令和３年度事業規模

- ○　約３億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

第１次支援決定状況

※　令和３年５月末時点

（１）支援決定状況

	課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業	合計
団体数	192団体	106団体	37団体	335団体

（２）アドバイザーの登録状況

437名（公営企業関係：225名、地方公会計の整備関係：136名、公共施設関係76名）

第２次募集予定

- ○　令和３年６月から募集開始予定

財政分析チャート「New Octagon」について

報告５

PICK UP!

財政分析チャート「Octagon」が分析内容の高機能化などにより「New Octagon」として大幅にリニューアル！

財政分析チャート「Octagon」とは？

ホームページで公開中！ 財政分析チャート New Octagon はこちら

- 市町村の職員等関係者が誰でも、自分の団体の財政状況を簡単に分析できるツールです。
- 各団体の主要経費（人件費、扶助費等）や基金残高など8項目の偏差値がチャートで表示され、他団体と比較した財政状況の特徴や課題を視覚的に把握できます。

リニューアルしてなにが変わるの？

- **媒体のWebベース化！**
  エクセルシートにより表示させていたチャートを、Webブラウザ上で表示・操作・分析ができるようになります。
- **分析プロセスが簡単に！**
  チャートの表示までに10個の数値を入力する必要がありましたが、団体と年度を選択するだけで表示させることができるようになります。
  団体選択は、類似団体の選択や標準財政規模による絞り込みでもできます。
- **経年比較や団体比較が可能になり分析内容が高機能化！**
  単団体単年度分のチャートから、複数年度や複数団体分の表示が可能となり、簡単に比較することができるようになります。
- **対象年度が拡充！**
  3年度分（平成28～30年度）から12年度分（平成20～令和元年度）に拡充しました（今後も毎年度新規決算を追加）。

「New Octagon」の画面イメージ

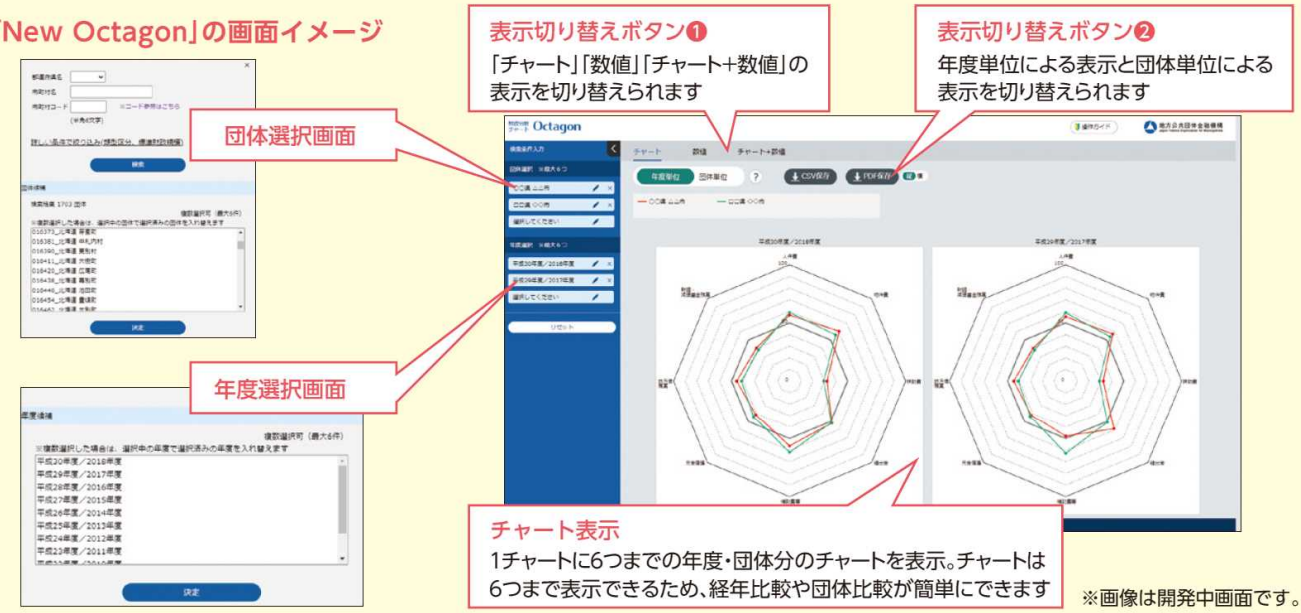

※画像は開発中画面です。

お問い合わせ

●地方公会計・公共施設管理・公営企業経営関係
☎ 地方支援部 調査企画課：03-3539-2676
JFM 地方支援業務のご案内 検索
https://www.jfm.go.jp/support/support.html

●資金調達・運用関係・その他財政運営全般・財政分析チャート「Octagon」
☎ 地方支援部 ファイナンス支援課：03-3539-2677
JFM 財政分析チャートOctagon 検索
chihoushien@jfm.go.jp

○利用実績

ツール	期間	１か月あたりアクセス件数（年間計）
New Octagon	令和３年４月	4,844 件
Octagon	令和２年度	258 件（3,101 件）

報告６

JFM・GRIPS(政策研究大学院大学)連携プロジェクトの実施状況について

○ 人口減少、高齢化等による人口構成の変化に伴い、社会保障、公共インフラの適正管理など地方公共団体が直面する政策課題は大きく変化している。また、大規模・複雑化する災害の多発や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により社会構造の大きな変革も予想される。

○ 今後、地方公共団体がこれらに的確に対応するためには、既存の地方行財政運営のあり方を見直し、新たな構想、知見を築き上げていくことが喫緊の課題である。

○ 以上を踏まえ、JFMとGRIPSは、それぞれの役割・特性を活かし、令和3年度から令和7年度までの間、「教育事業」及び「調査研究事業」の二本柱から構成される連携プロジェクトを実施する。

１．連携プロジェクトの概要

（１）テーマ　「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」

（２）事業期間　５年間（令和３年度～令和７年度）

（３）内容

○ 教育事業
- GRIPSに「人口減少時代等社会構造変革下の地方財政」をテーマとした科目（「地方財政特論」）を新たに設置し、政策運営に携わる地方公務員等を対象として講義を実施。
- 総務省自治財政局・自治税務局幹部職員や学識経験者等のゲストスピーカーによる最新の知見・実例による実践的な講義。

○ 調査研究事業
- JFMとGRIPSが共同で「調査研究会」（仮称）を設置し、有識者による調査研究を実施。
- 研究成果はフォーラム等の実施により地方公共団体に積極的に還元。

※ 上記２事業を円滑に実施するため、JFMとGRIPSの両者で運営方針等を協議する「連携プロジェクト運営委員会」を設置。

※ なお、令和２年７月に本連携プロジェクトについて合意書を締結済。

２．令和３年度の取組み

○ 教育事業
- 令和３年４～７月に講義（「地方財政特論」）を実施。（２時間×12コマ）

○ 調査研究事業
- 令和３年10月頃より調査研究会を立ち上げる方針。
- 調査研究会委員は、GRIPS教授の他、地方財政に知見の深い研究者や総務省職員で構成する予定。

○ 予算規模　2,700万円（内訳：教育事業2,400万円、調査研究事業300万円）

※ JFMからGRIPSに対して寄附

【教育事業「地方財政特論」（GRIPSに設置）のカリキュラム】

地方財政特論（2021 年度春学期、REG2930J）

担当：高田寛文

木曜日　18 時 30 分～20 時 30 分
講義室 M

・講義の概要

人口減少、高齢化等による人口構成の変化に伴い、社会保障、公共インフラの適正管理など地方公共団体が直面する政策課題は大きく変化している。また、大規模・複雑化する災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大等により社会構造の大きな変革も予想される。今後、地方公共団体がこれらに的確に対応するためには、既存の地方行財政運営のあり方を見直し、新たな構想、知見を築き上げていくことが喫緊の課題である。

本講義では、総務省の行政官等から地方税財政に関する最新の知見及び実例等について講義を受けたのち意見交換等を行い、地方行財政運営のあり方等についてより深い認識と実践的な思考能力を養うことを目的とする。

・日程及びテーマ

	日程	講師（江夏氏・佐藤氏を除いて総務省）		講義テーマ（今後変更があり得る）
1	4 月 8 日	自治財政局長	内藤尚志 氏	地方財政をめぐる諸課題
2	4 月 15 日	交付税課長	黒野嘉之 氏	社会情勢の変化に応じた地方交付税算定の改革
3	4 月 22 日	調整課長	新田一郎 氏	・全世代型社会保障改革と地方財政 ・新型コロナウイルス感染症対策と地方財政
4	5 月 6 日	財政課長 兼 地方債課長	出口和宏 氏	地方債制度の意義と現況
5	5 月 13 日	公営企業課長	坂越健一 氏	人口減少社会における公営企業
6	5 月 20 日	財務調査課長	伊藤正志 氏	人口減少社会における公共施設マネジメント及び地方公会計
7	5 月 27 日	㈱野村資本市場研究所 野村サステナビリティ研究センター長	江夏あかね 氏	自治体の資金調達
8	6 月 3 日	自治税務局長	稲岡伸哉 氏	地方税制の概要と決定過程
9	6 月 10 日	大臣官房審議官（税務担当）	川窪俊広 氏	地方団体の課税自主権を巡る歴史と展望
10	6 月 17 日	都道府県税課長	田辺康彦 氏	地方税の充実と偏在是正
11	6 月 24 日	企画課長	寺﨑秀俊 氏	エネルギー・環境政策の変遷と地方税制
12	7 月 1 日	地方公共団体金融機構 理事長	佐藤文俊 氏	平成の地方分権改革と地方財政改革

・成績の評価方法

各講義を踏まえての最終レポートの作成（60%）、各授業への貢献状況（質問、意見交換等）（40%）による。

・テキスト等

テキストは用いない。資料は各回に配付する。